豊岡市地域福祉計画（素案）

2022年３月
豊　岡　市
豊岡市社会福祉協議会

はじめに

豊岡市長　関貫久仁郎

はじめに

豊岡市社会福祉協議会理事長　中川茂

目　次

第１章

計画の概要

1　地域福祉ってなに？

福祉制度では、高齢者、障害者、子どもなど対象者ごとに法律などの制度がつくられ、必要な福祉サービスが提供されています。

このような対象者ごとの福祉制度によるサービスなどを提供するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、互いに助けたり助けられたりする関係や仕組みをつくることが地域福祉の取組みです。子どもから高齢者まで、すべての人が支え合いながら地域で共に生きていく社会を「地域共生社会」といいます。

（資料：厚生労働省）

少子高齢化が進み、人口が減少することによって地域課題はさらに複雑化・複合化することが想定され、「持続可能な地域づくり」に向けた取組みが求められています。

「持続可能な地域づくり」については、「SDGｓ（持続可能な開発目標）」とも重なり、「地域共生社会」の実現に共通する取組みとなります。

地域福祉では支える側・支えられる側に分かれることなく、 すべての人が役割を持ち、お互いが支え合うこと、地域の中にはさまざまな人がいるということを理解し、それを受けとめるということが大切です。

SDGｓとは何か

SDGｓとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。 これは 2015（平成 27）年９月の国連サミットで、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」として採択されたもので、先進国を含む国際社会全体の 2016（平成 28） 年から 2030（令和 12）年の 15 年間で達成するための環境・経済・社会についての ゴール（目標）です。 社会が抱える問題を解決し、2030（令和 12）年をめざして明るい未来を作るため、 17 のゴールと、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。なお、17 のゴールは下記のとおりです。

（出典：国連開発計画ホームページ）

本計画では「隣近所（顔の見える範囲）」「行政区圏域」「地区圏域」「旧市町圏域」「市圏域」の５層構造の圏域を設定して推進します。現在、地区圏域を基本として、地域コミュニティ組織が活動を行っています。一方で、隣近所や行政区等の狭い範囲での活動や、旧市町、市といった広い範囲での活動が適している場合もあり、地域課題の内容や地域の実情に応じ、柔軟に重層的な圏域のもと地域福祉を推進していくことが必要です。本市にとって地域福祉がより円滑に効果的・効率的に進むよう圏域を設定して進めていきます。

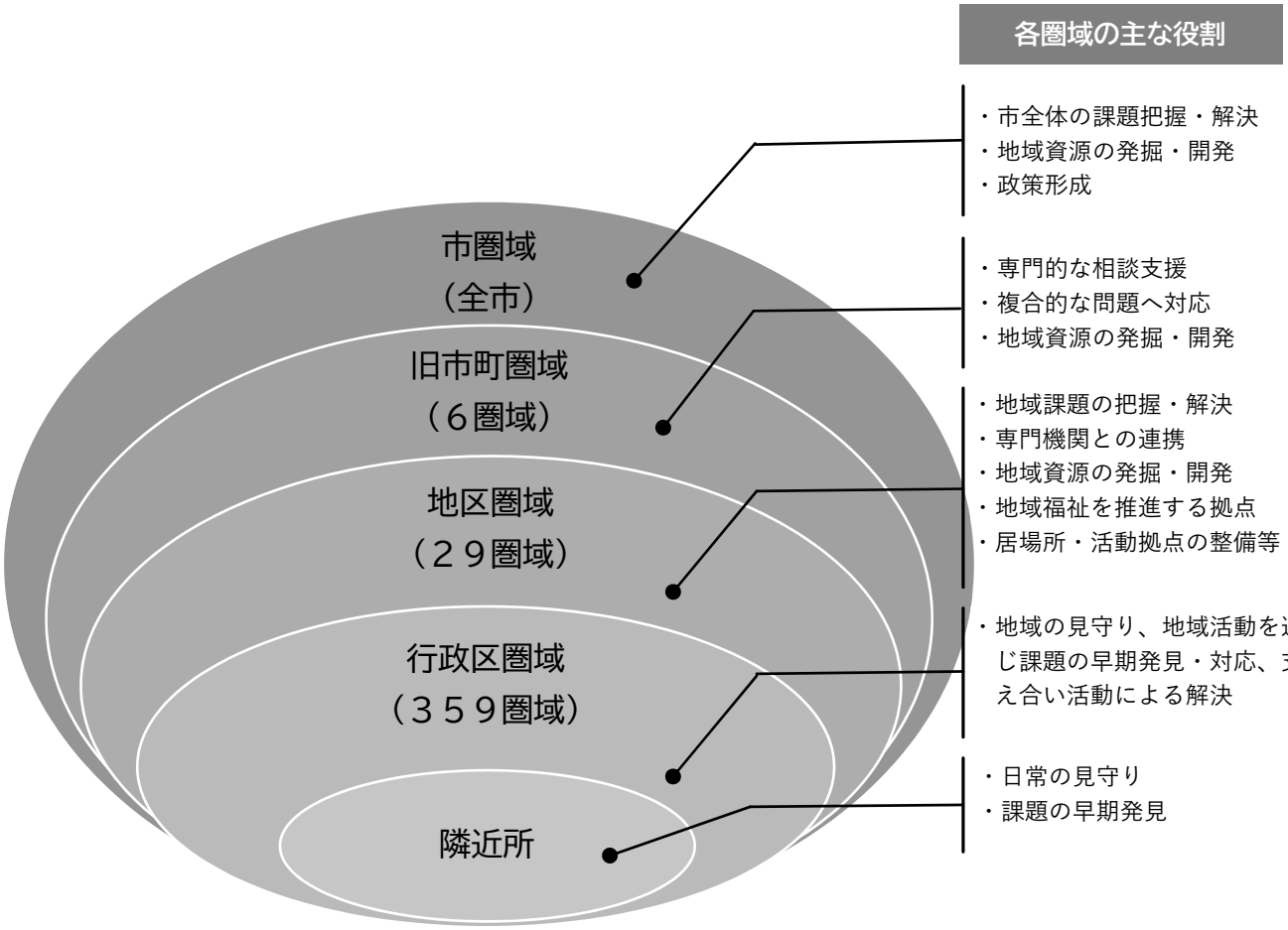

地域コミュニティ組織とは

本市では 2017 年度から地域に住むすべての住民が参加でき、行政区の単位ではできないことや広域的に取組む方が効率的なこと等を行う「地域コミュニティづくり」を進めています。

「人づくり」「地域振興」「地域防災」「地域福祉」の 4 つの分野を地域コミュニティ組織が担う重点機能として位置づけ、「豊岡市地域コミュニティビジョン」のもと取組みを進めています。

地域福祉では、地域での交流、高齢者や子どもの見守り活動などを通じて、地域の課題にいち早く気づき、支え合いや助け合うことで課題解決につなげることが重要です。

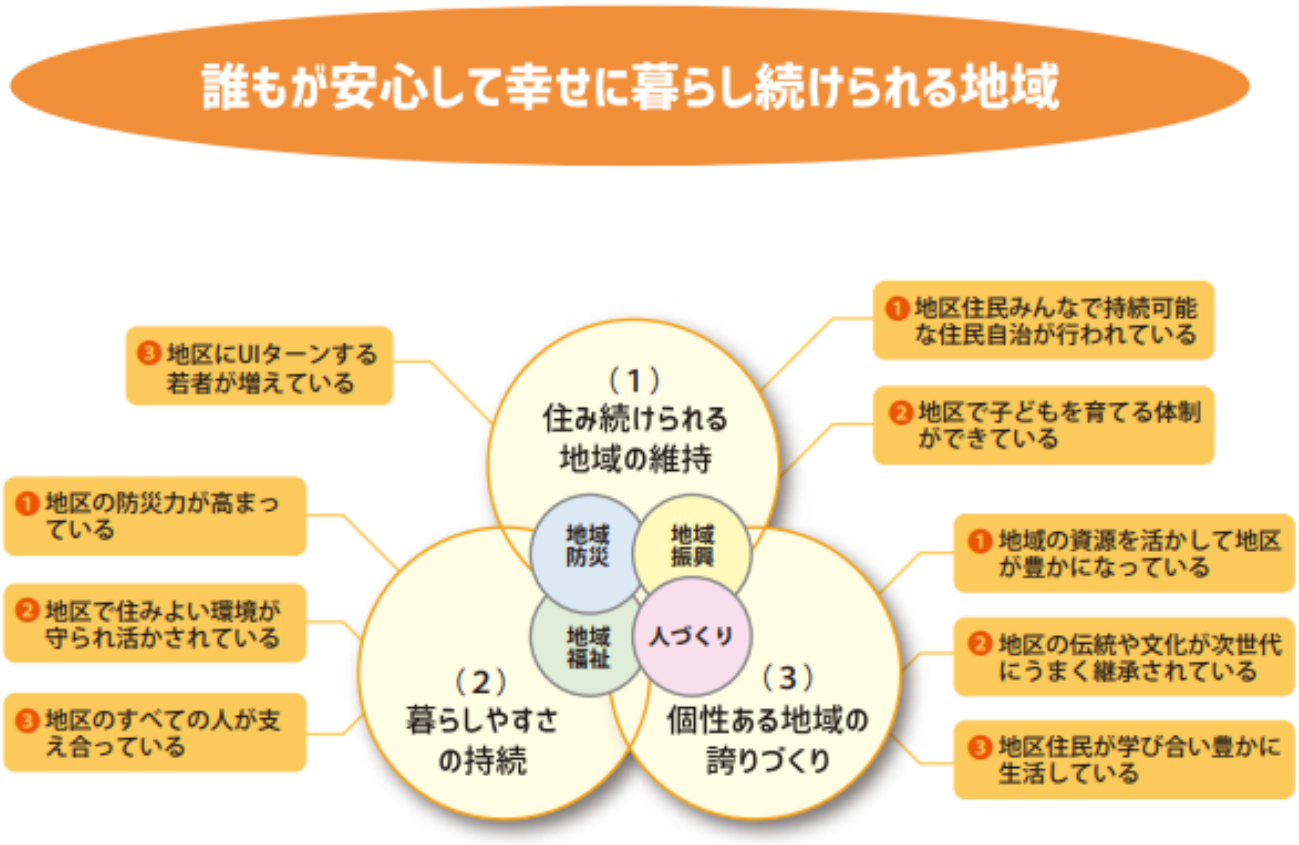

めざす地域コミュニティの将来像

（資料：豊岡市地域コミュニティビジョン）

2　計画策定の背景と趣旨

少子高齢化、人口が減少、社会構造の変化により、単身世帯の増加や地域・職場といった生活のさまざまな場において、人と人とのつながりが希薄になるなど支え合いの基盤が弱まっています。

また、地域福祉活動の担い手不足や 8050 問題、ダブルケアなど地域や家庭が抱える課題が複雑化・複合化するなど、解決困難な状況が浮き彫りとなっています。さらに、社会的に孤立し、生活に困難を抱えながら、誰にも相談できない、あるいは支援拒否や制度のはざまで適切な支援に結びつかないなど、課題が深刻化するケースが増加しています。

このような状況を地域と行政・社協、関係機関が共有し、課題解決に向けて主体的に取組むとともに、コロナ禍で浮き彫りになった地域課題に対応した地域福祉の推進を図る必要があります。

地域福祉を推進するため、社会構造や暮らしの変化に応じて、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて，地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会「地域共生社会」の実現が望まれています。

そこで、豊岡市（以下「市」という。）と豊岡市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が豊岡市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定を一体的に行い、住民、関係機関、市社協、市等がめざすべき地域像や方向性を共有し、それぞれの役割のもと、連携・協働し、地域福祉を着実に推進していくことを目的に計画を策定します。

コロナ禍における地域福祉の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの社会・経済活動が停止し、高齢者等の孤立、 減収や失業による生活困窮状態などの新たな課題が発生しています。

地域でもこれまで培われてきた「つながり」が希薄になり、その影響により認知症や要介護高齢者が増加することが懸念される等、地域福祉に大きな影響を与えています。

新型コロナウイルス感染症による影響は、住民一人ひとりの暮らしに直結するものであり、これから本計画を進めていく上でも念頭において考えていく必要があります。地域共生社会の実現に向けては、一人ひとりが支え合いやつながりを強化していくことで、新型コロナウイルス感染症を含め、現代の困難な社会情勢を乗り越えていきたいと考えています。

国の社会福祉施策の動向について

・ 改正社会福祉法（2018 年 4 月）では、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすとしています。さらに、介護保険法において進められてきた「地域包括ケアシステム」の包括的な支援の考え方を全世代・全対象に発展・拡大させ、各制度と連携して、多様なニーズを受け止める「新しい地域包括支援体制」の確立をめざすこととしています。

・ 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」の最終とりまとめ（2019 年 12 月）では、市町村における地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進することが位置づけられています。その主な内容は、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「断らない相談支援」、本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する「参加支援」、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」を一体的に、継続的に行うこととされています。このような中、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備にあたり、改正社会福祉法（2021 年 4 月）により、重層的支援体制整備事業が創設されました。

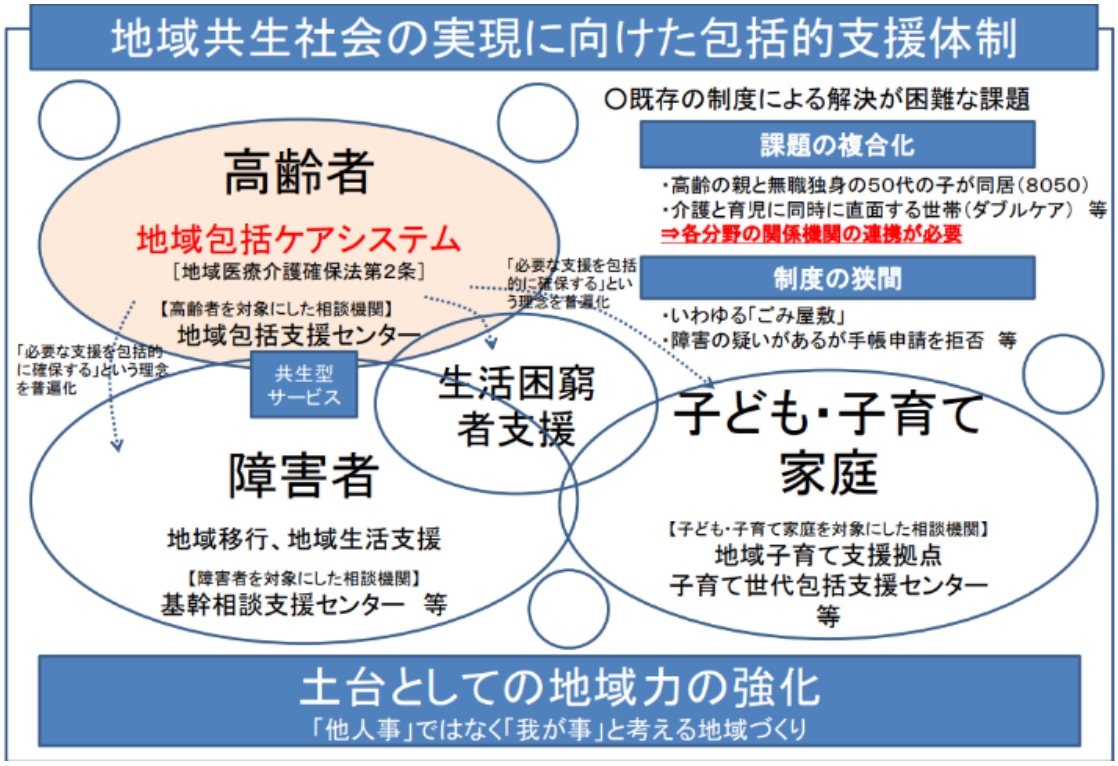

（出典：厚生労働省資料）

3　計画の性格と位置付け

（１）計画の性格と位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づき、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に定める計画です。

また、本計画は、豊岡市基本構想を上位計画とし、「豊岡市障害者福祉計画」「豊岡市子ども・子育て支援事業計画」「豊岡市老人福祉計画・介護保険事業計画」等と整合させた福祉の基本計画とします。

本計画を推進する上での現状や課題を整理・分析する中で、社会福祉法に定められた「包括的な支援体制」の構築を進めていくこととしています。

（２）計画期間

計画の期間は、2022 年度から 2026 年度までの 5 年間とします。

地域福祉計画の概念図

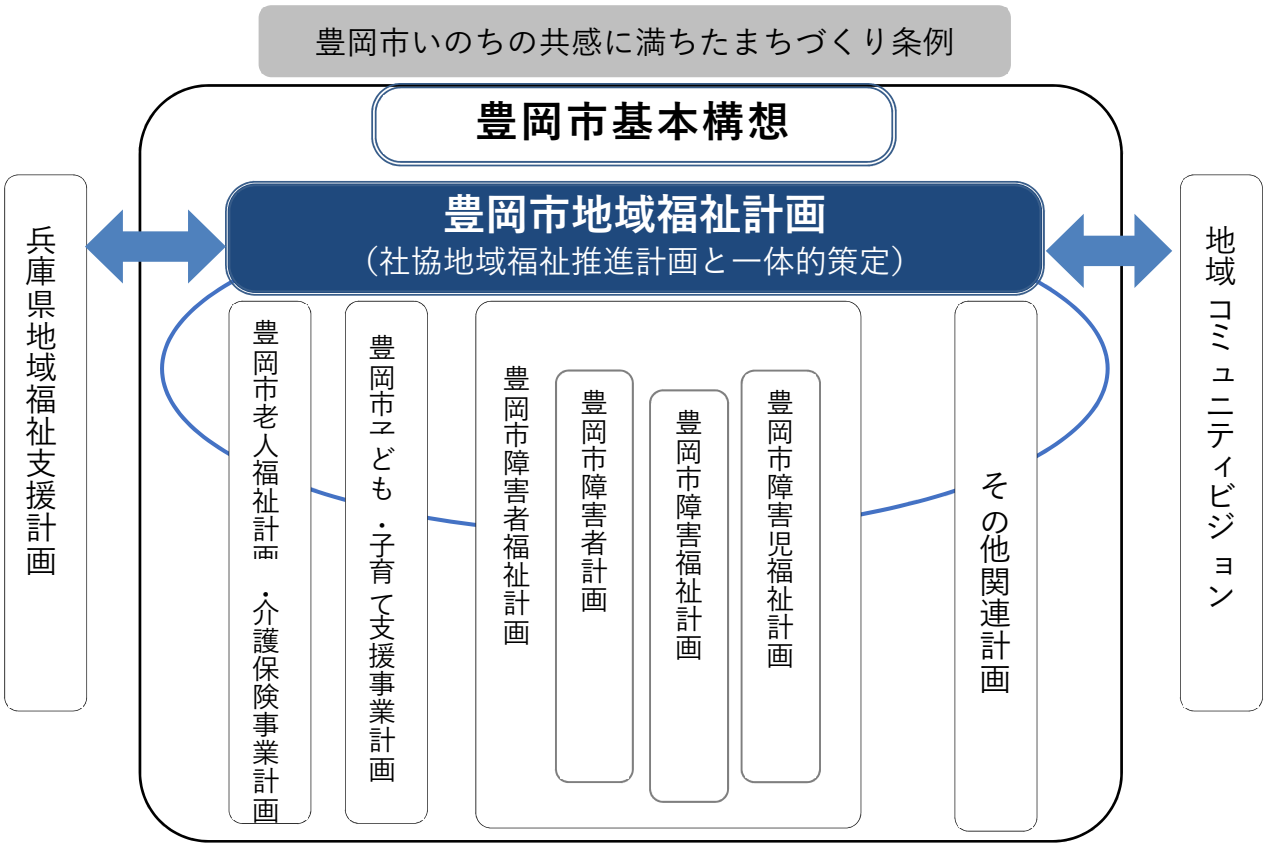

■社会福祉法　一部抜粋（市町村地域福祉計画）
第 107 条
市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

4　計画の策定体制

（１）　策定委員会における検討

①豊岡市地域福祉計画策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、17 名の委員による「豊岡市地域福祉計画策定委員会」を設置し、内容についての審議を行いました。委員は、地域団体の代表者、福祉や保健・医療の関係者、学識経験者、公募委員、行政職員で構成されています。

②庁内体制

市関係各課及び市社協で構成する「豊岡市地域福祉計画策定作業部会」により、計画素案並びに必要な資料を作成し、豊岡市地域福祉計画策定委員会に提案しました。

（２）グループインタビューの実施

住民の福祉ニーズ等を計画に反映させるため、地域コミュニティ組織、民生委員・児童委員等、計８団体に対してグループインタビューを実施しました。

（３）パブリックコメントの実施

パブリックコメントは、市の政策を定める際、市民の意見を反映させるための制度です。本計画では、2022 年１月（1 月●日から１月●日まで）にパブリックコメントを実施しました。

5　計画の推進主体と役割

本計画では、それぞれの施策ごとに、①住民・関係機関等の役割、②市社協の役割、③市の役割として、施策展開のための役割を定めています。

住民、関係機関等の役割

地域福祉の推進は、地域福祉活動の担い手である住民の力が必要です。一人ひとりが地域に対する理解と関心を深め、自らができることを考え、主体的に福祉活動に参加することが求められます。自主的な活動を行う中で、多くの交流が生まれ、ともに支えあい、助け合う地域づくりが可能となります。

また、各種団体や福祉・教育等の関係機関は地域の一員として、地域貢献活動など、実践による地域福祉活動への参加等、地域住民等と連携しながら、より一層地域福祉の推進に貢献することが期待されます。

市社協の役割

地域福祉を推進するための中核として、住民や関係機関等と連携するとともに、市との調整役としての役割を担う必要があります。

また、まちづくりの課題に地域住民を主体としてボランティアや、福祉教育、関係機関・団体等と連携・協働して取組むことで、地域福祉を推進していきます。

【社会福祉協議会】

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条において「地域福祉を推進する団体」として 規定されており、地域福祉を推進する上での中心的な担い手として位置づけられています。

市の役割

住民一人ひとりが地域福祉活動の担い手として、自主的かつ主体的に活動することができるよう支援する役割が求められます。

そのため、住民・市社協・ボランティア団体等の関係機関・団体の役割を踏まえながら、保健・医療・福祉・介護・教育分野等との連携のもと地域福祉を推進していきます。

第２章

地域福祉を
取り巻く状況

1　統計データからみた豊岡市の状況

①年齢別人口の将来推計

市の人口は減少傾向にあり、高齢化率も2060 年には 45.9%まで上昇すると見込まれ、少子高齢化が進んでいくと推測されています。

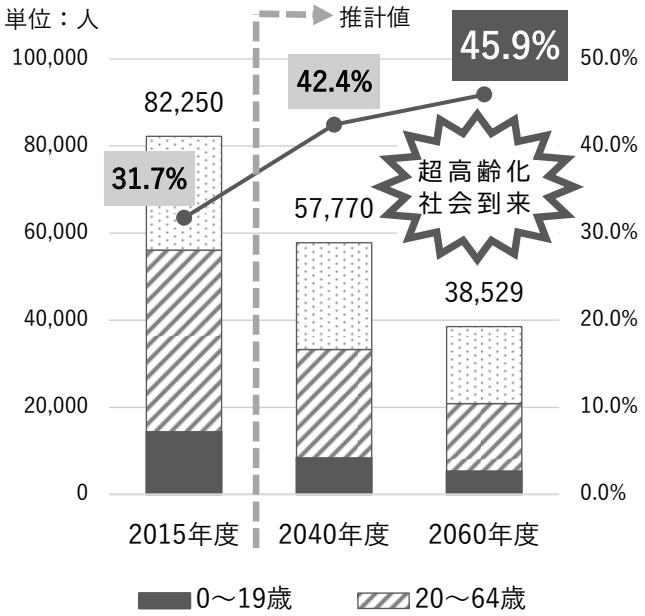

資料：豊岡市人口ビジョン（2015 年国勢調査反映版）

②世帯数と世帯数当たりの人口

世帯数は僅かに増加していますが、世帯当たり人数は減少しており、核家族化の進展や単身世帯、独居世帯の増加がうかがえることから、家庭内での支え合いが難しくなっています。

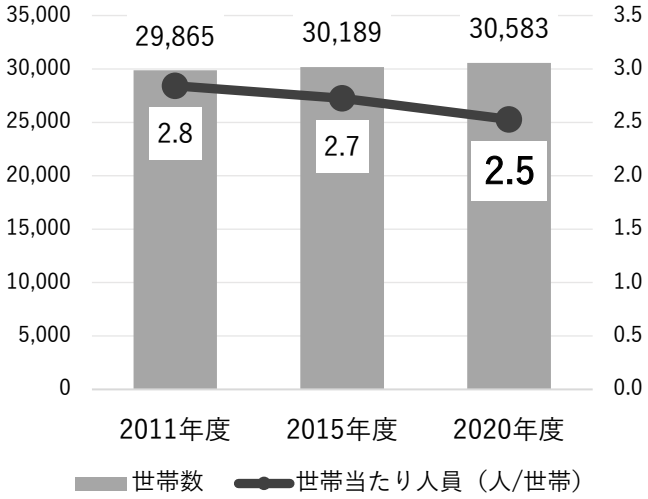

資料：豊岡市統計書（2015 年は国勢調査）

③高齢者の割合

2015 年は、1.6人で高齢者1人を支えていましたが、2040 年には、1.1人で高齢者1人を支える超高齢社会がやってきます。

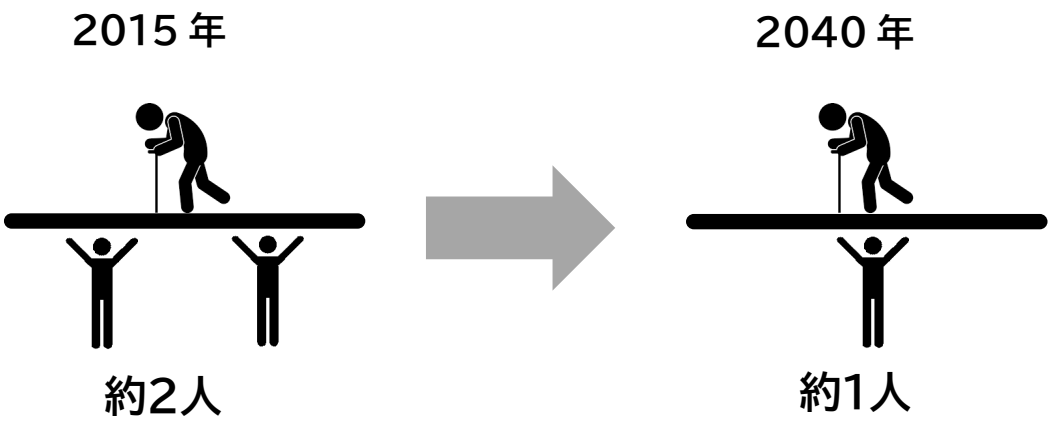

※高齢者 1 人を支える人数=（15～64 歳人口）／（65 歳以上人口）

資料：豊岡市人口ビジョン（2015 年国勢調整反映版）

④地域別の人口および高齢者の状況

地域別人口では、豊岡地域が市全域の 50%を超えています。

高齢化率は、最も低い豊岡地域でも、30.3%であり、城崎、竹野、但東の各地域では 40%を超え、特に但東地域では 44.7%と最も高くなっています。

市域の中で人口や高齢化率の差が大きくあらわれています。

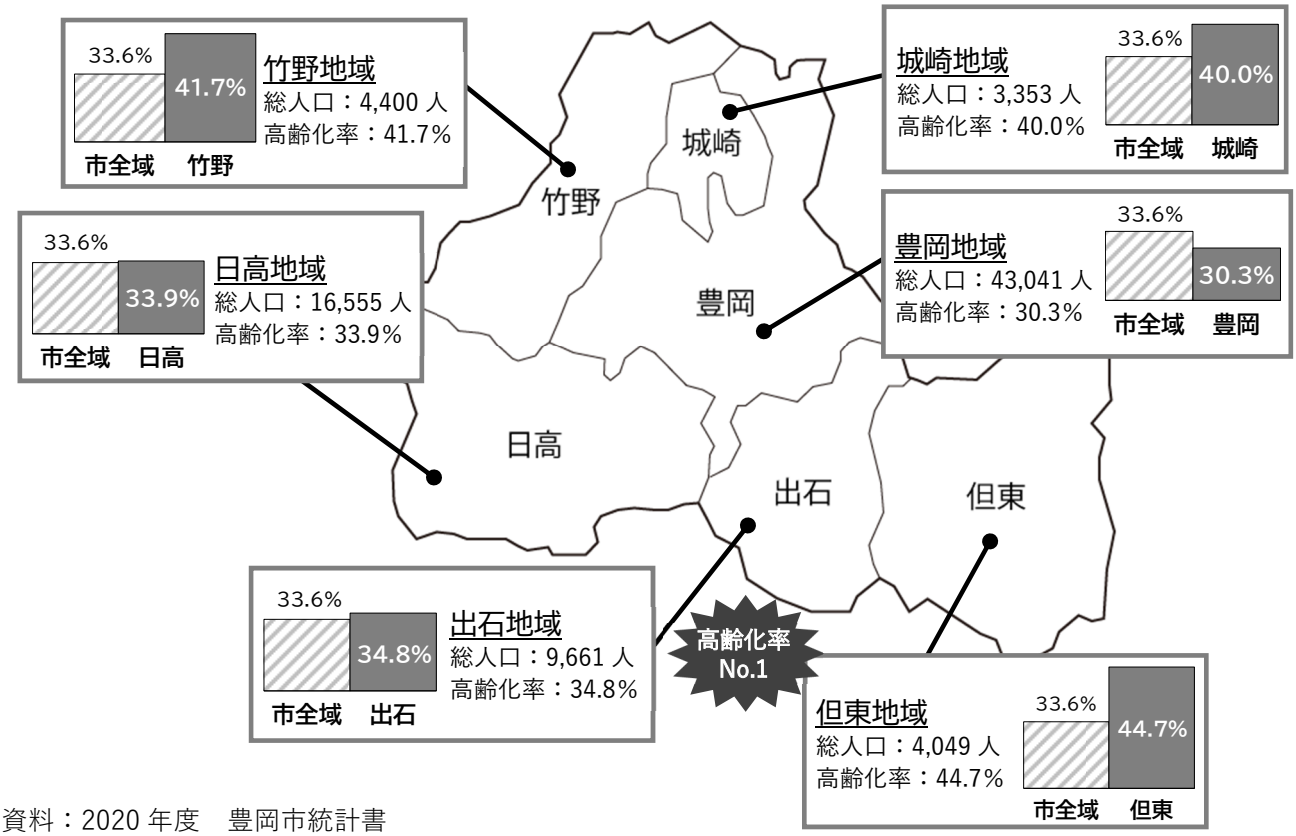

資料：2020 年度　豊岡市統計書

⑤支援を必要とする人の状況

要支援･要介護認定者、生活保護受給者など、地域の中で支援や見守りが必要な人が増加しています。

要支援・要介護者認定者数

（2015年度）　（2020年度）

4,704人 → 4,996人

資料：介護保険状況報告

生活保護受給者数

（2015 年度）　（2020 年度）

486 人 → 524 人

資料：社会福祉課

⑥地域の福祉活動者の状況

高年クラブ会員数やボランティアグループ加入者数の減少は、地域を支える仕組みの衰退、担い手不足などがあらわれています。

高年クラブ会員数

（2015年度）　（2020年度）

9,857 人 → 8,917 人

資料：高年介護課

ボランティアグループ加入者数

（2015年度）　（2020年度）

3,090 人 → 1,786 人

資料：社会福祉協議会「事業実績」

2　グループインタビュー調査まとめ

本計画策定に向けて、住民（地域福祉活動の担い手）、地域コミュニティ組織の活動者、社会福祉法人職員が抱える地域福祉に関わるニーズや課題を把握するため、グループインタビューを実施しました。グループインタビューの実施概要、調査結果の詳細は「資料編」に掲載しています。

グループインタビューの結果

持続可能な地域活動の展開（人材不足の解消）

行政区、地域コミュニティ組織では、高齢化や住民の地域への帰属意識の低下により地域活動に参画できる人材が不足しており、幅広い世代が活動に参画できる土壌づくりが求められています。

幅広い世代が活動に参画できる環境づくりや地域の実情に合わせた取組みを行っている行政区や地域コミュニティ組織もあり、持続可能な地域活動の展開が求められています。

地域活動に対する理解や関心を高める工夫

地域コミュニティ組織等が行う地域活動の内容を知らない住民が多いことがわかりました。活動の理解や関心を高めていくには、認知度の向上等が必要であり、従来の広報紙等に加えて SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した効果的な情報提供が必要との意見があがっています。

地域における連携した取組みの実施

一人暮らし高齢者、認知症の方、ひきこもりの方等が増加する中で、地域で支え合うためにも、民生委員・児童委員だけではなく、民生・児童協力委員や福祉委員、地域の担い手が連携して取り組むための体制づくりが求められています。また、行政区と地域コミュニティ組織が連携した取組みがますます必要との意見もあがっています。

地域福祉に関わる組織・関係機関等の連携強化

地域には認知症の方、障害者、ひきこもりの方等、生活において困り事を多く抱えている人がいます。また、地域課題が多様化する中で、地域では解決が難しい課題が増えていることから、行政区や地域コミュニティ組織だけではなく、市、市社協、社会福祉法人等の専門機関と連携を強化することで、より効果的な活動や切れ目のない支援を展開していくことが求められています。

新型コロナウイルス感染症を契機とした地域福祉活動への展開

新型コロナウイルス感染症は、さまざまな地域福祉活動に影響を及ぼしています。その中でも、創意工夫のもと感染予防対策を徹底する中で地域福祉活動が実施されています。災害時を含めて、地域福祉活動が継続されることで孤独・孤立の解消や地域課題の解決へと進めていくことが求められています。

地域における認知症の方、障害者、ひきこもりの方への理解を深める

認知症の方、障害者、ひきこもりの方等、地域の一員として活動に参加し、地域の担い手として活躍するためには、地域住民の理解が必要です。地域共生社会の実現に向けて、住民の誰もが地域の一員として地域活動に参画できる土壌づくりが求められています。

3　地域福祉における現状と課題

グループインタビューの結果及び前計画の取組み評価等を踏まえて、今後の地域福祉活動の推進にあたって「現状」「課題」「今後の方向性」について整理します。

1　地域福祉活動の担い手不足が懸念されています

地域福祉活動の担い手が高齢化、固定化しています。高年クラブ等の会員数やボランティア加入者数が減少しており、地域を支える組織や人材の不足が課題となっています。また、これまで行政区を中心に地域福祉活動が展開されてきたことから、区長や民生委員・児童委員等の限られた人に負担が集中するとともに、地域課題の多様化から新たな人材の発掘が課題となっています。

2　誰もが活躍できる地域共生社会の実現が求められています

近年、地域共生社会を実現するため法改正がなされました。これまで高齢者、障害者、子ども、ひきこもりの方、外国人等は「支えられる側」という固定観念があり、活躍の場が広がっていないという現状があります。「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、誰もが活躍できる地域共生社会の実現が課題となっています。

3　家族や地域のつながりの希薄化により社会的孤立が生じています

家族関係や地域のつながりが希薄になることによって、住民同士の支え合いが低下し、社会から孤立する人が増えています。また、地域福祉活動の低下や複合多問題によって、地域での課題解決が困難となっているため、専門職等と連携した支援体制の構築が課題となっています。

4　相談内容の多様化や相談件数の増加により総合的･包括的な支援体制づくりが必要です

社会構造の変化により、社会的孤立や生活困窮等、複合多問題や支援困難ケースが増えています。相談内容が多様化しているため、多くの関係機関や事業所等が連携した支援が必要となっていますが、支援に向けた役割分担や調整が不十分で、支援者間の連携が図れていないのが現状です。そのような中で、新規相談件数は増加し、総合相談センターだけでは受け止めきれない状況となっており、相談員を支援する体制づくりが課題となっています。

5　支援者側が目前の相談対応に追われ、出口づくりが進んでいません

総合相談支援体制では、普遍化（課題の整理）した課題に応じて社会資源の開発が求められていましたが、相談対応に追われて十分に進んでいません。

6　地域福祉について横断的に協議する場や仕組みづくりができていません

地域福祉を推進していくためには、各圏域（エリア）の課題解決に向けた仕組みづくりや地域包括ケアシステム、地域共生社会の実現に向けた横断的な連携・協働のテーブル機能が必要となります。前計画で予定していた「(仮称)地域福祉推進部会」の設置ができていないなど、地域福祉について横断的に協議する場の構築が課題となっています。

重点項目 1

地域課題に対して、専門機関の支援のもと、解決に向けて住民同士によるさまざまな活動が進むように取組むことが必要です。

現　状

- 介護保険度改正により設置された「生活支援コーディネーター」や市社協が従来から設置している「コミュニティワーカー」が中心となり、地域に出向き、支援を行っています。専門職が地域に出向くことで、活動支援や協働した取組みを行う方向性が定着してきています。

- 誰もが参加でき活躍できる居場所等（サロン活動、玄さん元気教室、障害者の居場所づくり、認知症カフェ等）を広げています。行政区では、サロン活動、見守り活動、話し合いの場等の地域福祉活動の広がりによって、地域の中の異変や困り事等に触れる機会が増え、身近な課題についての情報交換や話し合いの機会が増加しています。グループインタビューでは、支え合いマップ等を通じた地域における情報共有が必要との意見がでています。

- 地域コミュニティ組織における地域福祉活動の広がりや、介護保険制度の改正（生活支援体制整備事業）により、地域課題の解決に向けた話し合いの場（協議体の設置・運営）や活動が進んでいます。グループインタビューでは、朝市やあいさつ運動等による地域活性や幅広い世代との座談会、チクタクや空き家対策を通じた高齢者支援等、多様な活動が行われています。

- グループインタビューでは、顔の見える関係づくりやつながりの大切さについての意見があがっています。また、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員、区役員等が連携して見守り等の活動に取組む行政区もあります。

- コロナ禍において、地域福祉活動（サロン活動、玄さん元気教室、行事・祭り等）が開催できないという現状や民生委員・児童委員の活動が困難になったとの意見があがる中で、グループインタビューでは、見守り活動を重点的に実施する行政区や、高齢者のワクチン接種の予約支援を通じて、困り事の把握を行っている行政区があることがわかりました。

課　題

◆ **住民の主体的な地域づくりが進むような体制づくりが必要です。**

・ グループインタビュー等から、地域のつながりの大切さや顔の見える関係づくり等の重要性がでていますが、行政区の衰退、地域の担い手不足、新型コロナウイルス感染症による影響等、地域福祉活動の継続がますます厳しい状況にあります。また、移動交通問題、買い物課題、生活困窮、認知症による課題等、高齢者等が抱える課題が多様になってきています。

◆ **地域の実情や特性を考慮したアプローチが進んでいません。**

・ サロン活動や玄さん元気教室等の取組みを行う地域の増加、地域コミュニティ組織による地域づくり等が進み、地域福祉活動が広がっていますが、実際の効果や必要性については、関係機関同士で十分な協議が進んでいません。人口減少や少子高齢化によって地域の現状や課題は大きく異なり、地域の実情や規模にあった内容ではないこともあり、効果的な推進が図られていない現状があります。

◆ **地域との接点が持てない方に対する働きかけが必要です。**

・ 障害者やひきこもりの方等の中には、地域と距離をとる方や一人では地域活動への参加ができない方があり、地域との接点が持ちにくい状況です。そのため、地域における障害者やひきこもりの方等、課題を抱えた方への理解が進まず、地域から孤立した状況となっています。

方向性

✧ 多様化する地域課題への対応

・ 地域には障害者やひきこもりの方等が生活していますが、住民と専門職が連携し、地域での役割や出番、居場所づくり等を進めていくことで、多様化する地域課題の解決に向けた取組みを進めます。

✧ 地域の実情にあわせた体制による地域づくりの推進

・ 地域の実情にあわせた地域福祉活動の推進が必要です。住民同士が地域の状況や課題を把握し、解決に向けて話し合うことで、住民の主体性を高めていくとともに、住民活動を専門職が支援していきます。

・ 行政区の衰退が進むことから、地域コミュニティ組織における地域福祉活動の推進や行政区をバックアップする地域福祉活動、日常的なつながりがあるエリア（顔の見える範囲）における支え合い活動の推進等、地域の実情にあわせた体制づくりを進めます。

重点項目 2

人材育成や発掘を進めるとともに、誰もが参加し、活動が行えるように活躍の場をつくる等、社会参加・住民参加を進めていくことが必要です。

現　状

- 基本目標である「住民の主体的な地域づくり」を進めていくためには、人材育成や発掘が求められています。地域福祉活動の広がり（サロン活動、玄さん元気教室、見守り活動等）から、地域福祉活動の担い手の活動状況が把握できるようになってきています。

- 社会福祉法人や企業・団体等と連携し、地域課題の解決に向けた取組みを進めています。企業・団体等が連携して地域福祉活動を行う機会が徐々に増えており、地域福祉活動の担い手として機能し始めています。

- グループインタビューでは、幅広い世代が連携し、取組みを進めている地区があることがわかり、参加しやすい環境づくりや地域課題を適切に把握する中での取組みの展開が進んでいます。

課　題

◆ **見守り対象者の増加によって、従来通りの取組みでは地域で対応できなくなってきています。**

・ グループインタビューでは、高齢者や認知症の方、ひきこもりの方等、見守り対象者が増加していることで、民生委員・児童委員の負担が大きくなってきていることが聞かれています。民生委員・児童委員に役割が集中している現状があり、民生・児童協力委員、福祉委員との連携した見守り活動等の推進や区役員、育成会、駐在所等、多様な主体と連携した取組みが必要との意見がでています。

◆ **多様な主体（テーマ型ボランティア、セルフヘルプグループ、企業・団体等）による地域福祉活動の推進が十分に展開できていません。**

・ 新たな地域の担い手や多様な主体による連携した取組みが一部でしか進んでいないことから、従来通り区長や民生委員・児童委員等に対してのアプローチとなっています。地域福祉活動の担い手が高齢化し、地域課題が多様化している状況では、これまでの体制のみでは活動を推進することが困難となっています。

・ グループインタビューでは、社会福祉法人は職員の人材不足から地域と関わる機会が定期的に持てず、新型コロナウイルス感染症の影響等から、地域とのつながりがますます低下していることがわかりました。

方向性

✧ 人材育成や発掘、資源開発に向けた機能強化

・ 民生委員・児童委員だけではなく、民生・児童協力委員、福祉委員等の地域福祉活動の担い手が連携して取り組めるような体制づくりを進めます。

・ 人材育成や発掘、資源開発に向けて、多くの関係機関との連携・協働を進める必要があります。また、ボランティア・セルフヘルプグループ、企業・団体等と連携し、多様な主体による地域福祉を進めることで一層の支援を展開していきます。

・ 外国人や移住者等も地域福祉活動の担い手として広く考えていきます。

✧ 地域活動への参加の支援強化

・ 地域での支え合い・つながりづくりとあわせて、ボランティア・セルフヘルプグループ、企業・団体等の地域福祉活動の活性化やコーディネート等の支援を強化します。

重点項目 3

地域福祉・地域づくりを総合的・横断的に進めていく体制づくりが必要です。

現　状

- 基本目標である「住民の主体的な地域づくり」の視点では、地域福祉活動の基盤となりつつあるサロン活動、玄さん元気教室は増加しており、前計画期間内でそれぞれ279箇所（＋83箇所）、217箇所（＋83箇所）となっています（2021年3月末現在）。

- 各分野別計画で、「健康づくり」「見守り」「交流」等、地域福祉に係る事業は取り組まれていますが、目的・効果等が類似している場合があります。

課　題

◆ **地域福祉や地域づくりにおける連携、総合調整（地域福祉の横断性）が必要です。**

・ 地域福祉や地域づくりに関わる取組みについては、各課・関係機関での対応となっており、十分な調整が図れていません。そのため、重複した内容や目的が類似する取組みも多く、住民の負担が増えている場合もあります。計画としての上位性・横断性を発揮することで、効果的に進める体制づくりが必要です。

・ 生活支援コーディネーターは、地域での支え合い活動の強化やネットワークによる地域課題の解決に向けた協議、関係機関との調整等の役割があります。高齢分野を中心に活動していますが、障害者や子ども等の取組みなど、地域活動では分野が特定されるわけではありません。課題が複雑化する中で、各課や企業・団体等と調整が必要となりますが、生活支援コーディネーターの動きや役割等が十分に浸透していないため、総合的な調整や支援が難しい状況にあります。

方向性

✧ 地域福祉支援の総合調整機能の強化

・ 生活支援コーディネーターの活動の幅を広げ、地域福祉を進める各種団体、各課・関係機関と役割分担等を行いながら、地域福祉支援の総合調整の強化を図る必要があります。また、「一般社団法人ちいきのて」との連携・役割分担を行い、地域づくり部門と連携・協働のもと進めていきます。

✧ 地域福祉の特徴である横断性の強化

・ 上位計画としての特性を明確に位置付け、他分野において地域福祉の考え方を基盤とした取組みや検討等を進めていきます。

重点項目 4

相談を受け止め、解決していくための、総合的・包括的な相談支援体制の充実・強化が必要です。

現　状

- 生活困窮者自立支援法成立により、総合相談・生活支援センターができ、その後、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センターの3センターの機能を活かし、総合的・効率的な体制を構築するために「総合相談センター」を設置しました。

- 見守り・声かけ活動の啓発や専門職が地域に出向く機会の増加によって、相談窓口や専門職に相談がつながる機会が増えています。

- 制度における相談窓口の充実は見られましたが、社会情勢の変化から、窓口への相談件数や相談員が対応するケース数が増加しています。相談内容の複雑化・複合化により、相談員が相談支援に費やす時間が増え、解決困難な状況が起こっています。

- 総合相談支援体制づくり、資源開発に取組む「総合相談支援ネットワーク推進協議会」が設置され、市・市社協の関係各課が協議する場ができています。

課　題

◆ **総合窓口が機能不全になるおそれがあります。**

・ 総合相談センターだけで、年間延べ3万件以上の相談があります。その中には、相談の主たる内容が把握されないまま、他機関等からつながれてしまい、あらためてつなぎなおすケースや特定の窓口に相談が集中することが多い状況です。また、社会的孤立や複合的な課題を抱えたケースにおいては、課題は多分野にまたがり、調整に多くの時間を要しているため、相談員一人ひとりにかかる負担が増加（マンパワー不足）し、窓口機能の維持に大きな影響が出ています。

◆ **総合相談支援体制構築という意識が希薄化しています。**

・ 市・市社協各窓口で困り事を受け止め、連携して支援する総合相談支援体制を構築しましたが、人事異動によって総合相談支援体制の考え方が十分に引き継がれず、総合相談センターが全てを引き受ける部署として関係機関で認識されているのが現状です。また、総合相談支援体制の構築に向けて設置した「総合相談支援チーム会議」「総合相談運営会議」も有効に機能しきれていません。

◆ **連携・総合調整の機能が必要です。**

- 現在総合相談・生活支援センターは、市、市社協、関係機関との連携の働きかけ等、総合調整の機能が不足しています。
- 資源開発や制度の柔軟運用について、相談員はケース対応に追われ、仕組み化に向けた調整が難しく、実施は困難な状況です。
- 相談対応に追われ、社会資源（居場所等）に対して、フォローやアプローチが難しい状況のため、当事者と地域や企業・団体等をつなぐ継続した支援が困難な状況です。また、グループインタビューでは、民生委員・児童委員への相談対応に関するフィードバックが遅れている現状があり、連携した取組みが十分に進んでいません。
- 地域包括支援センターや市各振興局は、旧市町単位にありますが、専門職が属する事務所の多くが豊岡地域にあり、圏域を考慮した総合相談支援体制とはなっていません。

◆ **業務の効率化が必要です。**

- 福祉分野では、情報のやり取りは紙媒体でのやり取りが基本であり、その後、改めてデータ化する必要があります。相談対応が増加する中で記録も多くなるため、ICTを積極的に使うといった、業務の改善が必要です。

方向性

✧ 包括的な支援体制を調整する体制強化の検討

- 包括的な支援体制の強化には、複合多問題や支援困難ケースに対応するため調整機能、相談員を支援する体制を検討します（人の配置・部署の新設等、包括的な支援体制推進に向けた体制構築の検討）。

✧ 総合相談支援体制の理念浸透、各窓口の総合化の推進

- 圏域(行政区・地区・旧市町・市)を考慮した総合相談支援体制のあり方の検討を進めます。
- 各窓口が相談を総合的に受け止め、つなぎ、支援する体制整備を進めます。また、相談員を支援する体制（支援者支援体制）づくりを進めます。
- 支援者が相談者の権利を守るという権利擁護の視点や考え方の浸透、支援体制の構築を進めます。

✧ 業務の効率化（相談支援におけるデジタル化等）。

- 業務改善のために、相談業務のICT化の検討（高齢者、障害者、子ども等の相談記録等の一元化、訪問用タブレット導入等）を行います。

✧ 資源開発に向けた体制強化

- 「総合相談支援チーム会議」「総合相談運営会議」のあり方・体制を検討することで理念の浸透、資源開発に向けた調整を進めます。
- 総合相談支援体制の構築に向けては、資源開発が重要であり、地域支援職員（生活支援コーディネーター、コミュニティワーカー等）や企業・団体、各種関係機関等との連携・協働のもと多種多様な資源開発を進めます。

重点項目 5

専門機関の福祉サービスや地域住民等の福祉活動を展開する基盤整備を進めていくことが必要です。

現　状

- 基本目標である「住民の主体的な地域づくり」「総合的な相談・支援体制づくり」の2本柱が、地域づくりと相談体制の構築に向けた方向性として示すことができました。

- 隣近所、行政区、地区、旧市町、市の5つの圏域を設定し、各圏域において多様な主体の連携・協働の場の構築を進めています。

- 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的・横断的に提供される地域包括ケアシステムの構築をめざし、「地域福祉・生活支援拠点ぐるらん」を整備し、地域での暮らしを続けていくための取組みを進めています。

課　題

◆ **地域福祉を重層的にとらえ各圏域の特性にあった取組みが十分に展開できていません。**

・ 地域を重層的にとらえきれておらず、圏域ごとに専門機関や地域福祉活動の担い手等の役割・位置付けの整理が十分にできていません。それぞれの圏域における協議のテーブルにおいて、適切な支援や取組みが必要ですが、整理されておらず、役割が重複することも多い状況です。

◆ **地域包括ケアシステムの構築に向けた体制づくりが十分に進んでいません。**

・ 地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域ケア会議を通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、地域に不足する資源の開発や高齢者の自立支援に必要な施策の展開に繋げる必要がありますが、そのための体制づくりが進んでいません。高齢者のみならず、すべての人が、安心して暮らし続けることができるまちづくりのための体制づくりを進めていくことが必要です。

◆ **横断的な連携・協働のテーブル機能の構築が進んでいません。**

・ 地域福祉活動を推進していくためには、横断的な連携・協働のテーブル機能が必要となりますが、「（仮称）地域福祉推進部会」が前計画期間内に設置できていません。

方向性

✧ 地域共生社会の実現に向けた体制整備が必要です。

・ 改正社会福祉法（2021年4月施行）により新設された「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた検討を行い、「住民の主体的な地域づくり」と「総合的な相談・支援体制づくり」の更なる充実と、地域共生社会の実現に向けた体制整備を進めます。

・ 高齢者、障害者、子ども等、属性にとらわれることなく医療、介護、就労、社会参加等含めた支援体制（地域包括ケアシステム）の整備を進めます。

✧ 地域福祉の推進に向けた進捗・評価に向けた体制づくりが必要です。

・ 地域福祉の進捗や課題解決に向けた仕組み（協議の場等）づくりを進め、地域福祉活動の効果や課題を市・市社協全体で協議していきます。

重層的支援体制整備事業とは

改正社会福祉法（2021 年4月）に基づき新たな事業として、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業が創設された背景には、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しているものの、子ども・障がい・高齢・生活困窮などの分野別の支援体制では、複雑で複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になっている現状があります。本事業では、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、

①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施することとなっています。

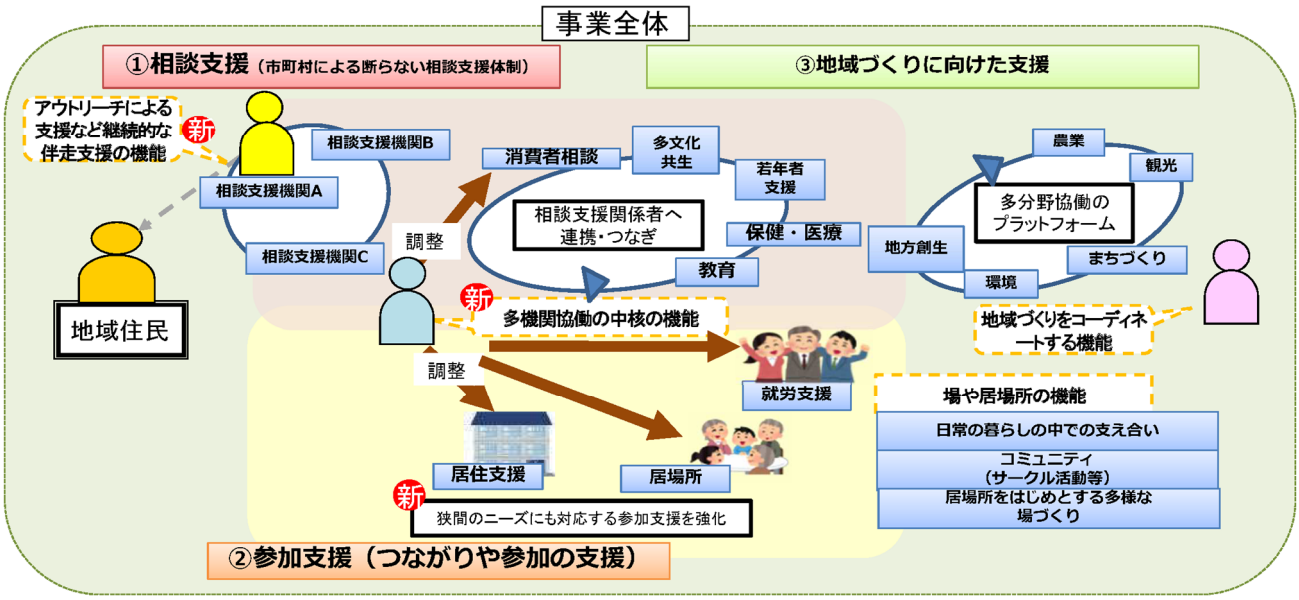

第３章

計画の基本的な考え方

1　基本理念

一人ひとりがつながり　ともに創る安心な地域　豊岡
～いのちの共感に満ちた共生のまちづくりに向けて～

2017 年3月に策定した「豊岡市地域福祉計画」では、「一人ひとりがつながり　ともに創る安心な地域　豊岡」を基本理念とし、豊岡市の行政計画と豊岡市社会福祉協議会の行動計画である地域福祉推進計画を一体的に策定することで、市と市社協が両輪となり、地域福祉を推進してきました。

いのちへの共感に満ちたまちづくりを底流に据え、地域の中で人と人とのつながりを深め、住民、関係団体、事業所等とも役割分担しながら、安心して暮らせる地域の実現を目指してきました。

昨今においては、人口減少、少子高齢化、社会構造の変化により、単身世帯の増加や地域・職場といった生活の様々な場において、人と人とのつながりが希薄になり、支え合いの基盤が弱まりつつあります。

いわゆる、8050 問題、ダブルケア世帯、ひきこもりなどの複合的な課題を抱えているケースが多くなっていますが、「制度のはざま」により現在の公的制度やサービスでは十分な対応ができていません。新型コロナウイルスの流行は、私たちが、人と人とのつながりの意味を深く考える機会になっています。

このような状況をふまえれば、地域と市・市社協・関係機関が地域課題を教習し、これまで以上に、主体的および協働的に取組み、地域福祉を推進する必要があります。

このようなことから、これまで掲げてきた基本理念「一人ひとりがつながり　ともに創る安心な地域　豊岡」を継承・発展し、人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、支え手・受け手という関係を超えて地域住民等が支え合うことにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくという地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

2　基本目標

基本目標 1：住民の主体的な地域づくり

住民が主体となり、地域課題を把握し、地域の実情に応じて課題解決を進めることができる地域づくりを進めていきます。

基本目標2：総合的・包括的な相談支援体制づくり

地域の複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、相談支援機関の連携におり、多機関協働を進め、総合的・包括的な相談支援体制の構築を進めてきます。

3　基本目標の推進に向けたポイント

「基本目標１：住民の主体的な地域づくり」「基本目標２：総合的・包括的な相談支援体制づくり」の推進に向けては、包括的な支援体制の充実・強化を行い、課題解決を進めていく必要があります。

このため、本市における包括的な支援体制の充実・強化のポイントとして４つを重点的に検討し、推進していきます。

1　多機関協働の体制・機能整備（相談支援の包括化）～調整機能の構築～

多機関協働の体制・機能整備については、ワンストップ窓口ではなく、相談者の属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、適切な相談機関につなぎ、連携を図りながら解決に向けて支援する体制づくりを進めます。

また、関係機関の支援調整機能を果たす役割の創設を検討します。

さらに、資源開発等に向けた分野ごとのネットワークの整備を検討します。

2　生活支援コーディネーターの活動強化　～地域づくりの強化～

生活支援コーディネーターは、介護保険法で高齢者分野の支援として位置づけられていますが、さまざまな分野において、幅広く地域福祉・地域づくり支援を担うことで出口づくりを進めていきます。

また、市や市社協のネットワークだけではなく、企業や各種団体等のネットワークや、各テーマ別のプラットフォームの構築についても進めていきます。

3　ICT を活用した情報共有と相談対応の効率化　～相談業務等の効率化～

受け止めた情報について ICT を活用し共有するネットワークを構築し、相談対応の効率化を図るため、個人情報（例えば、相談履歴や対応履歴の共有、相談対応・記録等）に配慮した情報共有のあり方についても検討を進めます。

4　コミュニティソーシャルワークの構築　～個別支援と地域支援の一体的な推進の強化

地域において生活上の課題を抱える個人や家族等の相談をきっかけに、個別に必要な支援につなげる「個別支援」と、個別支援により把握した地域課題を地域住民や関係機関等と連携・協働し解決できる仕組みづくりを行う「地域支援」を総合的に展開するコミュニティソーシャルワーク機能の構築を検討します。

コミュニティソーシャルワークとは

・地域を基盤として活動し、地域の中で支援につながらず困っている方を発見し支援します。
・従来の制度や法の枠組みのなかでは十分に対応できない、いわゆる“制度のはざま”にいる人に寄り添いながら、地域の方の力を借りて支援します。
・一人の問題を地域全体の課題としてとらえ、住民の方とともに新たな支援の仕組みをつくり出します。

※実践者（専門職）をコミュニティソーシャルワーカー（CSW）と言います。

4　施策の体系

基本目標①　住民の主体的な地域づくり

基本方針	基本施策	施策
Ⅰ 支え合いの地域づくりの推進	1．身近な地域での顔の見える関係づくり	０１　身近な地域でのつながり合いの促進 ０２　居地域の居場所づくりの推進 ０３　地域における見守り・支え合いの体制づくり
	2．住民が主体的に地域課題の解決に取組む体制づくり	０４　地域サポート会議による住民主体の地域福祉活動の推進 ０５　地域コミュニティ組織との協働による地域づくり ０６　多様な人や多世代が交流・活躍できる居場所づくりの推進
	3．専門職による地域づくり支援の強化	０７　生活支援コーディネーターやコミュニティワーカー等による支援の展開
	4．地域の安心・安全の体制づくり	０８　災害時要援護者支援の充実 ０９　災害時を見すえた助け合いの体制づくりの強化 １０　災害ボランティア活動の推進
Ⅱ 協働で進める地域づくりの推進	1．総合的な地域福祉活動の推進	１１　生活支援コーディネーター等による総合的な支援体制の強化 １２　中間支援組織との連携強化
	2．企業・団体・法人等と連携した地域づくりの推進	１３　企業・団体等による地域貢献活動の促進 １４　社会福祉法人による地域における公益的な取組みの推進 １５　地域福祉のプラットフォームの構築
Ⅲ 生きがいや役割を持てる社会参加・住民参加の促進	1．多様な社会参加（趣味・就労・生きがいづくり等）に向けた支援	１６　高齢者、障害者等、多様な人が活躍できる場、就労の場等の協力機関の拡充
	2．人材の発掘と育成に向けた支援	１７　ボランティア・市民活動センターの機能強化 １８　地域福祉人材の育成・確保 １９　福祉学習の推進
	3．住民活動の促進に向けた多様な情報発信・啓発の推進	２０　情報提供・発信の充実、ICT 活用による活動促進
	4．人権意識を高め、認め合う環境整備・意識づくり	２１　多様な人との相互理解の促進

基本目標②　総合的・包括的な相談支援体制づくり

基本方針	基本施策	施策
Ⅰ 包括的な相談支援体制の充実・強化	1．相談支援体制の充実・強化（受け止める仕組みづくり）	２２　包括的に相談を受け止める相談窓口機能の強化 ２３　ICT を活用した相談機能の充実 ２４　身近な相談拠点の強化（地域、民生委員児童委員、福祉委員、社会福祉法人など）
	2．調整機能・多機関協働による支援体制の充実	２５　包括的な支援や連携の調整を行う調整機能の充実 ２６　市・市社協の全庁的な支援体制の強化 ２７　包括的な相談支援の充実に向けた職員意識と質の向上
	3．アウトリーチによる支援・伴走支援機能の推進	２８　アウトリーチ等を通じた継続的な伴走支援の充実
	4．参加者支援の推進	２９　自立や社会参加に向けた参加者支援の促進
	5．福祉サービスの適切な利用促進	３０　相談機関等の情報発信 ３１　権利擁護の支援体制の充実
Ⅱ 地域福祉の推進に向けた基盤整備・連携の強化	1．各圏域における課題解決に向けた基盤整備	３２　地域の包括的な支援体制に向けた圏域の課題解決のネットワークの推進 ３３　分野を超えたネットワーク会議等の推進 ３４　専門職団体による多様な支援活動の展開
	2．地域福祉活動の推進に向けた庁内体制（横断体制）の整備	３５　地域福祉を推進する横断的な推進体制の構築

第４章

施策の展開

基本目標1　住民の主体的な地域づくり

基本方針Ⅰ　支え合いの地域づくりの推進

〇人口減少、核家族化、高齢化等の社会構造の変化によって、家族や地域間でのつながりが希薄になり、支え合いの基盤が弱まっています。近隣住民同士のあいさつや声かけをはじめとした、顔の見える関係づくりを推進することで、日常的に地域の様子を知り、災害等が起こったときには住民同士が連携し、早期に対応する等、さまざまな方法における支え合い活動の継続を進めます。

〇これまで地域社会と距離をとり、生きづらさを感じていた人たちが、あらゆる年代の人たちと集まり、交流・活躍できる活動の場を通じて、地域社会の一員として参加できる環境を整えます。

〇近年は、見守り対象者が増加し、民生委員・児童委員等の役割は、より重要となっていますが、負担が大きくなりすぎないよう、専門職や関係機関との連携が必要となっています。専門職による住民や地域コミュニティ組織等への支援から、課題の早期発見・対応、日常生活の支え合いの構築等、地域活動に寄り添った支援を進めます。

基本施策１ 身近な地域での顔の見える関係づくり

施策 01 身近な地域でのつながり合いの促進

孤立の防止に向けて、近隣住民同士が積極的に、あいさつや声かけができるよう、隣近所等、顔の見える関係づくりを行います。このため、市・市社協や関係機関では、「声かけ・あいさつ」等を進めていきます。

高齢者、障害者、ひきこもりの方等、生きづらさを感じている人たちが地域活動とつながりができるよう、顔の見える地域づくりを進めます。一方で、地域と接点が持てない人については、専門職等との関わりを通じて、地域との関わりが持てるように支援していきます。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	【住民】 ・ 近隣住民同士、積極的にあいさつ・声かけをする。 ・ 地域の活動に参加し、隣近所と顔見知りになる。 【関係機関等】 ・ 日常的に住民活動や交流等を実施する。
市	・ 「声かけ、あいさつ」を推進する。
市社協	・ 隣近所との関係の重要性や地域福祉活動の必要性について啓発活動をする。 ・ 「声かけ、あいさつ」を推進する。

施策 02　地域の居場所づくりの推進

誰でも気軽に立ち寄ることができる居場所づくりやその拡充に努め、地域とのつながりを強化することで、支え合い・見守り活動を推進します。

居場所づくりに対して、企画・運営のアドバイス、先進事例の情報提供、助成制度の活用など、運営支援を行います。また、居場所づくりの活動から、地域の課題を早期に発見し、対応できるよう支援します。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ いきいきサロン活動や玄さん元気教室等、誰でも気軽に集える「居場所づくり」を進める。
市	・ いきいきサロン活動や玄さん元気教室等の活動支援。 ・ 地域課題の早期発見や早期対応を支援する。
市社協	・ 各種サロン活動等を活性化するとともに、世代を問わず誰もが集える居場所づくりや交流事業を推進する。 ・ 居場所づくりの支援を行うことで課題の早期発見や早期対応に努める。 ・ 居場所づくりの企画・運営に対して助言や情報提供、研修等の支援を行う。 ・ 活動支援に向けた助成制度を充実する。 ・ 身近な地域での交流を通して、地域における課題に目を向け、話し合いや学び合いの場づくりを進める。

誰でも気軽に立ち寄ることのできる居場所ってどんなところ？

「ふれあいいきいきサロン」や「玄さん元気教室」等、地域の住民が主体となって運営し、誰もが気軽にふれあえる地域の交流の場で、多くが身近な行政区の会館等で行われています。交流からつながりや助け合いの輪を広げていきます。

施策 03　地域における見守り・支え合いの体制づくり

地域の実状に応じた関係づくりを推進し、誰もが孤立することがないよう地域の見守り・支え合い活動を推進します。また、高齢者だけではなく、子ども・子育て世代や障害者等も含めた見守り・支え合いの体制づくりを進めます。

体制づくりに向けては、福祉委員会・見守り会議や支え合いマップ（見守りマップ）等において、情報共有を行い、民生委員・児童委員や民生・児童協力委員、福祉委員等と連携を図りながら支援します。

見守り・支え合い活動等で、地域課題に早期に気づいた場合は、行政や総合相談センター等の専門機関に相談・連絡し、対策を検討し、解決に向けて取り組みます。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ 地域課題に早期に気づいた場合は、行政や総合相談センター等の専門機関に相談・連絡する。 ・ 福祉委員会・見守り会議や支え合いマップ（見守りマップ）等から、支え合いや見守りに向けた情報共有等を行う。
市	・ 見守り体制の整備により、高齢者や障害者の孤立を防ぐ。 ・ 見守り活動等を促進する。 ・ 民生委員・児童委員や民生・児童協力委員、福祉委員等との連携を図りながら、子どもや高齢者等の見守り活動を支援する。
市社協	・ 地域の困り事等の解決に向けて、専門職と住民との話し合いを進める。 ・ 住民等と協働し、福祉委員会・見守り会議や支え合いマップ等において、課題を把握し、助け合いを広げていく。 ・ 民生委員・児童委員や民生・児童協力委員、福祉委員等との連携を図りながら、子どもや高齢者等の見守り活動を支援する。 ・ 見守りや支え合い活動の促進に向けて助成制度を運用する。

支え合い（見守りマップ）はどんなもの？

住宅地図を見ながら、地域の情報や住民同士のつながり、日頃の支え合いの関係等を共有します。地域での見守り活動の強化や支え合い・助け合いの仕組みづくりを行います。日頃の支え合いの把握が災害時等の有事の活動つながっていきます。

支え合い・見守りの体制として、行政区等では福祉委員会・見守り会議等を設置し、情報交換等を通じて見守り活動を実施しているところも多くなっています。

写真

基本施策２ 住民が主体的に地域課題の解決に取組む体制づくり

施策 04 地域サポート会議による住民主体の地域福祉活動の推進

地域サポート会議では、高齢者や障害者、子ども等の生活や地域課題の解決のために、情報交換や協議の機会を設け、機能強化することで、住民主体の支え合い活動の構築（資源開発）や人材育成等の体制整備を進めます。

なお、活動の推進に向けては、生活支援コーディネーターを中心に、各地区の特性を活かした、地域課題の解決を支援します。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ 地域課題や社会資源の把握、課題解決等について協議を行い、解決に向けた活動を実施する。
市	・ 地域サポート会議を設置する。 ・ 地域コミュニティ組織への支援を行う。 ・ 生活支援コーディネーターを配置し、地域活動の体制整備を進める。
市社協	・ 生活支援コーディネーターによる支援を行う。 ・ 地域状況の把握や課題の把握及びコーディネートを行う。 ・ 地域サポート会議の運営を行う。 ・ 地域ケア会議や地域コミュニティ組織等との連携を進める。 ・ 生活支援等の地域活動を進めるため、地域サポート会議を通じて、人材育成や地域活動の体制整備を進める。 ・ 地域における支え合い体制づくりや社会資源開発について協議する。

地域サポート会議を通じた地域活動の展開とは？

地区圏域で、地区福祉活動実践者、民生委員・児童委員、事業所、NPO 法人、企業等が生活支援コーディネーターと連携・協働し、地域の課題解決に向けた話し合いや地域福祉活動が実施されています。

写真

生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク 構築の機能）を果たす役割があります。

施策 05　地域コミュニティ組織との協働による地域づくり

住民が主体的に地域の課題解決を行う体制づくりに向けて、行政区をはじめ、地域の組織・団体等が一体となって推進する地域コミュニティ組織と連携・協働し、支え合いの体制づくり等、地域福祉活動の推進を行います。

また、地域コミュニティ組織において、支え合いの体制づくりが推進されるように、生活支援コーディネーター等が福祉の視点をもって参画し、地域づくり計画策定や実施等を支援します。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	【住民】 ・　地域コミュニティ組織の活動に参加する。 【関係機関等】 ・　地域コミュニティ組織を含む、地域の関係団体等による活動を推進する。
市	・　地域コミュニティ組織が行う地域づくりの推進に向けて行政区をはじめ、地域の組織・団体等が一体となって話し合い、実施するための体制づくりを進める。 ・　地域づくり計画の策定等を通じて、計画の福祉分野が充実していくように働きかける。
市社協	・生活支援コーディネーター等による支援を行う。 ・地域コミュニティ組織と地域サポート会議との連携した取組みを進める。 ・地域づくり計画やその策定等を通じて、地域づくり計画の福祉関係の取組みが具現化していくように働きかける。

施策 06　多様な人や多世代が交流・活躍できる居場所づくりの推進

障害者やひきこもりの方、不登校等、課題を抱える人やその家族が地域で孤立することを防ぐとともに、障害の有無に関わらず誰でも参加できる多世代交流の場（こども食堂等）や多様な活躍の場を通じた地域づくりを推進します。また、障害者やひきこもりの方、不登校等については、福祉学習の機会の提供や意識の醸成を図り、多様な人や多世代が交流・活躍できる環境づくりを進めます。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	【住民】 ・　障害やひきこもり等について学ぶ機会を持つ。 【関係機関等】 ・　空き家や空き店舗等を活用した常設型の社会に開かれた、多様な交流の場の設置に向けた取組みを進める。
市	・　地域住民の交流活動を促進するため、活動拠点の充実を図る。 ・　障害者やひきこもりの方、生活困窮世帯の子ども等、困難を抱える方をサポートし、居場所づくりの支援等を行う（学習支援・子どもの居場所等）。 ・　多世代交流の拠点づくり（こども食堂等）の企画・運営についての助言等を行う。
市社協	・　障害者やひきこもりの方、生活困窮世帯の子どもなど、困難を抱える方をサポートし、居場所づくりの支援等を行う。 ・　障害、ひきこもり等について福祉学習の機会の提供や意識の醸成を図る。

基本施策３ 専門職による地域づくり支援の強化

施策 07 生活支援コーディネーターやコミュニティワーカー等による支援の展開

市･市社協においては、生活支援コーディネーターやコミュニティワーカー等が中心となり、地域資源の活用や地域に必要な生活支援体制づくりを進めます。また、地域へのアウトリーチ活動を強化し、地域住民と専門職が協働して、地域のさまざまな困り事を発見し解決に向けた取組みを実施します。

具体的には、地域等に専門職が出向き、住民の相談対応や課題の早期発見から、迅速な解決を進め、地域活動や日常的な支え合いの把握等を通じて、住民活動の支援や活動場所のコーディネート等を行います。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ 生活支援コーディネーター、コミュニティワーカー等と連携・協働し、地域課題の発見・解決に向けた取組みを実施する。
市	・ 生活支援コーディネーター、コミュニティワーカー等の活動を支援する。 ・ 保健師など専門職による課題の把握を進める。
市社協	・ 生活支援コーディネーター、コミュニティワーカーを配置し、地域の福祉課題の解決に取組む住民や関係機関・団体等とのネットワークのもと、地域の支え合い活動を支援する。 ・ アウトリーチによって、地域課題等を把握し、住民や行政等と連携・協働し解決に向けた取組みを進める。

アウトリーチ：相談支援機関や施設などで、当事者が相談に来るのを待つばかりではなく、援助者自身が出向いて相談援助に当たること。福祉課題があるにも関わらずその課題を認識していなかったり、相談にいくことをためらっていたりなど、接触が困難な人々に対して、援助者が積極的に出向いて生活課題の解決に向けて援助する方法である。

コミュニティワーカー：地域には福祉課題や生活課題等、さまざまな課題があがる中で、住民自身が解決に向けて取り組めるように、住民の主体性を高めながら、住民自身がそれらの地域課題を解決していくための活動を側面的に援助していく専門職のことです。

施策 08 災害時要援護者支援の充実

高齢者や障害者等、災害時要援護者名簿の充実を図り、災害発生時には、誰ひとり取り残すことなく避難できるよう、避難支援等関係者へ情報提供と、災害時における迅速な避難支援等の実施を支援します。また、災害時要援護者名簿は、平常時においても見守り活動に有効なことから、市・市社協や関係機関等が連携して、常に最新版の作成に取り組みます。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ 高齢者や障害者等の要支援者に対して、災害時要援護者名簿への登録を促し、避難支援等を担う関係者間での情報共有を図る。
市	・ 災害時要援護者登録制度の周知を行う。 ・ 災害時要援護者名簿を定期的に更新し、避難支援等関係者へ配布することにより、地域での平常時の見守り活動や災害時の支援体制づくりを支援する。
市社協	・ 災害時要援護者支援に関する施策について市と連携して推進する。

災害時要援護者：高齢者、障害者等、災害時に避難が困難な方を「災害時要援護者（避難行動要支援者）」と呼びます。災害対策基本法では、特に支援が必要な者に関して市町村が「避難行動要支援者名簿」を作成することを定めています。

施策 09　災害時を見すえた助け合いの体制づくりの強化

高齢者や障害者等の災害時対応に向けた体制づくりを、地域団体、福祉事業所等と連携し、協議や検討を進めます。また、災害時の対応をより確実にするため、地域と市・市社協、関係機関等が連携して、防災ワークショップ、要援護者の避難誘導方法等の周知や個別支援計画の作成、支え合いマップづくり等を通じて、平常時の見守りや助け合いに関する地域支援体制の構築を行います。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ 災害時に円滑な避難支援ができるようにするため、個別支援計画を作成する。 ・ いざという時に対応できるように、日頃から声をかけあえる関係づくりやつながり・支え合いを推進する。
市	・ 防災ワークショップや出前講座等を通じて、要援護者の避難誘導方法等の周知や個別支援計画の作成を支援する。
市社協	・ 災害時の要援護者支援に向けた相談体制等の充実を図る。 ・ 防災ワークショップや支え合いマップづくり等を通じて、平時の見守りや助け合いに関する地域支援体制の構築を行う。

施策 10　災害ボランティア活動の推進

災害時に支援を行うボランティアが効果的に活動できるように、多様な団体等と協働して、災害時を想定した学習、研修プログラムを実施します。
また、平常時より市・市社協、関係団体等が連携して災害ボランティアセンターの開設・運営訓練を実施し、災害発生後、迅速に災害ボランティアセンターが開設・運営されるように支援します。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ 災害ボランティア活動に参加する。
市	・ 災害ボランティアセンターの開設及び運営を支援する。 ・ 災害ボランティア活動者に対する支援を行う。
市社協	・ 平常時より市や関係団体等と連携して災害ボランティアセンター開設・運営の訓練を実施する。災害発生後、必要に応じて災害ボランティアセンターを開設する。 ・ 災害ボランティア研修等を実施。

災害ボランティアセンター：大規模な災害が発生した際に、被災者の困り事に対し、ボランティアの力を借りて、被災者の生活の復旧・復興に向けた福祉救援活動を円滑に行うための組織です。また、被災地及び被災者の生活再建を支援することを最大の目的とし、かつボランティア活動を支援することを目的として運営します。

基本目標1　住民の主体的な地域づくり

基本方針Ⅱ　協働で進める地域づくりの推進

○一人暮らし高齢者、障害者、ひきこもりの方など、地域にはさまざまな理由から生きづらさを感じている人が住んでいます。地域のすべての人が豊かで生きがいを感じる生活を実現するため、さまざまな地域福祉の課題に対して、市・市社協、専門機関等が連携・協働した支援や仕組みのもと、地域福祉活動に取組むことで、地域課題を解決します。

○地域のさまざまな地域福祉の課題に対して、各種企業・団体や法人等が活動しています。福祉分野以外の企業・団体等も地域福祉の担い手として連携した取組みを進めます。また、地域課題を解決するという共通の目的を達成するために、各種企業・団体や法人等が、分野を超えた地域福祉のプラットフォームを構築することで、地域福祉に関わる組織・機関の連携をより一層推進し、情報共有や事業・活動等における協働した取組みを進めます。

写真

地域の課題解決に向けた取組み（防災）
【竹野・竹野南地区】

写真

医療・福祉関係者が行う「誰もが気軽に集える常設の空間」
【豊岡・だいかい文庫】

基本施策１ 総合的な地域福祉活動の推進

施策 11 生活支援コーディネーター等による総合的な支援体制の強化

生活支援コーディネーターが地域課題の解決に向けて、総合的な支援等を調整していくため、地域福祉活動の支援や解決が難しい地域課題等について、市・市社協、専門機関等のネットワークのもと、地域とともに課題解決の検討を進めます。また、地域における支え合いが主体的に行われ、地域住民や関係団体の連携した取組みや関係が強化されるよう、地域福祉の基盤づくりを進めます。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ 生活支援コーディネーターと連携・協働し、地域の課題解決に向けて取組む。
市	・ 生活支援コーディネーターの活動について、周知・啓発を図る。 ・ 生活支援コーディネーターがさまざまな関係機関と連携して地域づくり・地域福祉を推進できるように支援する。
市社協	・ 生活支援コーディネーターによる総合的な地域福祉の支援を推進する。 ・ 高齢者、障害者、子ども等、共生型の地域づくりに向けて、各担当課との調整・コーディネートを行う。

施策 12　中間支援組織との連携強化

福祉分野以外も含めた多様な活動･支援が必要となる中で、行政と地域をつなぎ、活動や運営支援等を行う中間支援組織等との連携を強化し、協働して支援等を実施しながら、地域づくりを推進します。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・　中間支援組織等との連携した地域づくりの推進を図る。
市	・　中間支援組織の運営支援を行う。
市社協	・　多様な中間支援団体・組織等との連携を図り、役割を分担して効果的に活動を支援する。

中間支援組織ってどんなもの？

中間支援組織とは、行政と地域の間にたって、地域のさまざまな活動を支援する組織のことで、多くはNPOへの支援などを目的として発足しています。協働を推進する上で、市民と市民、市民と行政、行政と企業などの間に立って、そのパイプ役として中立的な立場で、それぞれの活動を支援する組織です。組織が持つネットワーク、情報などを活用した中間支援業務を行う機能と役割が期待されます。

市内では、行政と地域の間に立ち、主に地域コミュニティ組織による地域活動を支援する「一般社団法人ちいきのて」、ＮＰＯ法人の設立・運営を支援する「ＮＰＯ法人プラッツ」等が活動しています。

基本施策２ 企業･団体等と連携した地域づくりの推進

施策 13 企業・団体等による地域貢献活動の促進

企業･団体等が、地域の福祉活動に対して積極的に協力できる環境整備を進め、地域貢献活動に対する理解の浸透を図るために、企業･団体等が連携して活動できる支援を行います。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ 企業・団体等は、地域の福祉活動に対して積極的に協力する。
市	・ 地域貢献活動に向けた理解の浸透を図る。 ・ 企業・団体等が活動しやすいように働きかける。
市社協	・ 地域貢献活動に向けた理解の浸透を図る。 ・ 地域の貢献活動において企業･団体等が連携して活動できるように必要な支援を行い、協働した取組みをコーディネーターする。

施策 14　社会福祉法人による地域における公益的な取組みの推進

社会福祉法人が持つ専門性や多様な資源を活かした公益的な取組みと連携して、困り事を抱えた方の SOS をキャッチし、地域課題の解決に向けて取り組みます。
「豊岡市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）」において、各社会福祉法人の特性を活かし、連携・協働することで、地域課題の解決に向けて取組みます。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ 社会福祉法人の連携による地域課題解決の取組みを実施する。 ・ 困り事を抱えた方の SOS をキャッチし、ネットワークによる解決の推進を図る。
市	・ 社会福祉法人等の連携やネットワークの構築に向けて支援する。
市社協	・ 社会福祉法人連絡協議会の事務局として、各法人の連携・協働を促進し、地域課題の解決に向けて取組む。

社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）：兵庫県では、2014 年度から「ほっとかへん」を合言葉に、市区町域で複数の社会福祉法人が連携することで、地域課題の解決を図る取り組みを進めています。兵庫県社会福祉協議会では、2025 年計画の重点的取り組みの 1 つに「社会福祉法人の地域公益活動の推進」を掲げて取組みが進められています。

施策 15　地域福祉のプラットフォームの構築

さまざまな分野の企業・団体、法人等が、それぞれの特性を活かしながら、共通の目的を達成するための地域福祉のプラットフォームを構築し、効果的な連携・協働ができる体制づくりを推進します。

地域福祉のプラットフォームにおいて、連携した取組みが進むよう、情報交換や連携の機会を促進する活動を推進します。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ 地域福祉のプラットフォームに参加する。
市(行政)	・ 関係機関とのネットワークづくり等を支援する。
社協	・ 地域住民、企業・団体、事業所、社会福祉法人、NPO 法人、行政などが幅広く参画し、情報交換や話し合い等を行うネットワークづくりを進める。

地域福祉のプラットフォームってどんなもの？

プラットフォームとは、共通の目的（課題解決）を達成するためにつくられる場であり空間です。市社協が取り組んできた、地域住民の組織化や関係者のネットワーク等の組織と同じように見えますが、従来の組織化が「組織をつくり維持し、その使命遂行を目指す」のに対し、プラットフォームは「ある共通の目的の遂行を最優先にして柔軟につながる協働の場」と言えます。プラットフォームでは、共通の目的を達成するための集まりであることから、それぞれの組織や人が主体的に参加し、その専門性や得意分野を活かして、実質的な役割を担っていくこととなります。

基本目標1　住民の主体的な地域づくり

基本方針Ⅲ　生きがいや役割を持てる社会参加・住民参加の促進

○地域では、高齢者や障害者、子ども、外国人等に関わらず、さまざまな人が地域で共に暮らしています。これまで、高齢者、障害者、子ども、ひきこもりの方、外国人等は「支えられる側」という固定概念がありましたが、これからは地域での役割や活躍の場を持ち「支えられる側・支える側」という関係を超えた地域共生社会の実現をめざします。そのため、誰もが、ボランティア活動や市民活動に参加し、「支えられる側」から「支える側」へと活動の場を広げていきます。また、市、社協、企業、団体等の多くの組織が協力して、暮らしやすい環境を整え、また地域福祉への関心を育むため、地域や学校、企業・団体等が連携して、子どもから大人まで誰もが積極的に学べる福祉学習の機会を提供します。

○わかりやすい情報提供により、地域福祉に関する市民の意識や関心を高めていき、SNS などの ICT を活用してさまざまな地域福祉活動にかかる情報発信を進めます。

写真

障害者の社会参加の機会
【つながるマルシェ×たじまびっくりばこ】

写真

学校における福祉学習
【港小学校】

施策 16　高齢者、障害者等、多様な人が活躍できる場、就労の場等の協力機関の拡充

高齢者、障害者、ひきこもりの方等が、ボランティアや市民活動、就労に社会参加できる環境を整えるため、関係機関、企業、また、商工業や農業などの産業も含め、多様な分野との連携を進めます。

また、社会的に孤立している障害者やひきこもりの方等が、役割を担い、社会の一員として生き生きと暮らすことができるよう、理解促進を図り、地域活動に参加できる活動の場の支援に取り組みます。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	【住民】 ・　趣味や特技、経験などを活かし、積極的に地域活動に参加する。 ・　障害者やひきこもりの方等への理解を深める。 【関係機関等】 ・　障害の特性を踏まえた地域福祉活動への参加や就労の場の提供を進める。
市	・　多様な分野との連携による活動や就労に向けた環境づくりを進める。 ・　障害者やひきこもりの方等が社会参加できる環境の整備を進める。
市社協	・　障害者やひきこもりの方等への理解を深める機会、地域での福祉学習の機会を進め、多様な人が地域活動に参加できる活動の場の支援に取組む。 ・　多様な人の交流促進につながるような環境の整備に取組む。

基本施策２ 人材の発掘と育成に向けた支援

施策 17 ボランティア・市民活動センターの機能強化

ボランティア・市民活動センターでは、ボランティア活動を担う人材の育成やボランティア団体等への支援を行い、ボランティア活動等におけるコーディネート機能の充実・強化を図ることで、ボランティアや市民活動拠点としての役割を強化します。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ 地域住民ができることから、できる範囲でボランティア活動に参加する。 ・ 研修会等に積極的に参加する。
市	・ ボランティア・市民活動センターの活動を支援する。
市社協	・ ボランティア・市民活動センターにおいて、ボランティア活動を担う人材の育成やボランティア団体等への支援を行う。 ・ ボランティア活動等におけるコーディネート機能の充実・強化を図る。 ・ ボランティア活動の充実のため、情報交換や研修の機会を設ける。

ボランティア・市民活動センター：ボランティア・市民活動センターは、市社協が設置する相談窓口であり、市民活動に対する参加の促進やボランティア活動の情報提供や啓発、派遣等を行います。市ではボランティア・市民活動支援センターとして市社協各支所に設置し、ボランティア活動や市民活動の支援を行っています。

施策 18　地域福祉人材の育成・確保

子どもから大人まで幅広い住民が、積極的に地域福祉活動の担い手として、また、高齢者、障害者等が、地域の一員として、活動に参加できるようきっかけづくりや、必要な支援を行います。また、市民参画の充実･強化を図るため、各種出前講座や研修会を実施します。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ 子どもから大人まで幅広い世代の住民が積極的に福祉活動に参加する。 ・ 高齢者や障害者等が地域の一員として参加できる環境づくりを進める ・ 地域住民ができることから、できる範囲で地域活動に参加する。
市	・ 各種出前講座や研修等を実施する。 ・ 市民参画の充実・強化を図るため、各種人材育成事業に取組む。 ・ ボランティア団体や市民団体等の活動を支援する。 ・ ボランティア活動、福祉教育を支援する。
市社協	・ 地域福祉フォーラム等を通じた多様な主体による地域福祉活動の向上を図る。 ・ 各種研修等を開催し、地域福祉を担う活動者の掘り起こしにつなげる。 ・ 地域住民、企業・団体等、幅広い方を対象に働きかけや協議の場をつくり、人材育成に努める。

施策 19　福祉学習の推進

子どもから大人までの幅広い世代が、ボランティア活動や地域福祉活動等への理解を深めるように福祉学習を推進します。そのため、学校や企業、各種サロン、サークル等と連携し、出前講座・研修会等を開催し、多くの人が学ぶ機会や参加する機会が得られるように支援します。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ 子どもから大人まで幅広い世代の住民が積極的にボランティア活動や福祉学習の機会に参加する。
市	・ ボランティア活動・福祉学習を支援する。
市社協	・ 子どもから大人まで地域活動やボランティア活動に積極的に参加できるように福祉学習を進める。 ・ 学校や企業、地域での福祉学習のコーディネートや福祉学習のプログラムを構築・提供する。

基本施策３ 住民活動の促進に向けた多様な情報発信・啓発の推進

施策 20 情報提供・発信の充実、ICT 活用による活動促進

広報紙やホームページ、SNS、防災行政無線等の幅広い情報媒体を活用し、世代や状況に応じたわかりやすい情報発信により、行政サービス、地域活動やイベント、災害時等の情報提供を行います。

特に、ホームページや SNS から、効率的で効果的な情報発信を行い、活動参加へのきっかけづくりに取り組みます。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ 広報紙やホームページ、SNS、防災無線等の情報を活用し、行政サービス等の利用や地域活動に参加する。
市	・ 広報紙やホームページ、SNS、防災行政無線等を活用し、行政サービス、地域活動やイベント、災害時等の情報発信を図る。
市社協	・ 広報紙やホームページ、SNS、防災行政無線等を活用し、効率的に行政サービス、地域活動やイベント、災害時等の情報発信を図る。 ・ 映像配信やオンライン等を活用し、情報を発信する。

基本施策４　人権意識を高め、認め合う環境整備・意識づくり

施策 21　多様な人との相互理解の促進

高齢者や障害者、子ども、外国人等、性別に関わらず、さまざまな人が地域の一員として活動でき、地域で共に暮らせる地域社会を実現します。そのために、人権に関する啓発活動や講演等を実施し、相互理解の促進を図ります。また、人権に関する相談窓口を設置し、関係機関等と連携して、寄り添った相談支援を行います。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ 人権に関する啓発活動や学習会等に参加する。 ・ 誰もが地域の一員として活動できるように、人権を尊重する意識を確立する。
市	・ 高齢者や障害者、子ども、外国人等が地域で暮らしやすい環境づくりに向けた人権教育・啓発に関する講演・研修会等を実施する。 ・ 障害の有無や国籍、性別等に関係なく誰もが地域の一員として活動できるような体制づくりを進める。 ・ 人権相談窓口を設置する。
市社協	・ 高齢者や障害者、子ども、外国人等が地域で暮らしやすい環境づくりに向けた人権に関する啓発活動を行う。 ・ 誰もが地域の一員として活動できるような体制づくりを進める。

基本目標2　総合的・包括的な相談支援体制づくり

基本方針Ⅰ　包括的な相談支援体制の充実・強化

○日常の暮らしの中では、さまざまな困り事があります。市と市社協が中心となり、総合的な相談・包括的な支援体制を構築し、専門職と地域住民等が解決に向けた連携を強化します。
「8050 問題」や「ダブルケア」など、複合的な課題により解決が困難な世帯に対しては、支援者が支援目標を共有し、役割分担しながら支援調整や支援者のバックアップ体制、多機関協働による体制づくり等、「断らない相談支援」を進めます。

○SOS を出せない方や困り事を抱える方のもとには、専門職などが出向き、必要な支援が受けられるように寄り添いながら相談支援を行います。また、高齢者や障害者等の意思を尊重した権利を守る体制を構築します。

○関係機関等が連携し、情報共有を図り解決に向けて迅速化を図るため、ICT の導入・活用の検討を進めます。

写真

相談員に寄り添う支援

写真

生活に困られている方
への支援
【出石・おひさま食堂】

基本施策１ 相談支援体制の充実・強化（受け止める仕組みづくり）

施策 22 包括的に相談を受け止める相談窓口機能の強化

市・市社協等が、住民の抱える課題に適切に対応していくため、複雑化・複合化した課題等にも「断らない相談」として、どの窓口に相談されても一旦受け止め、迅速に必要な支援につなぎ、課題解決を図ることができるよう各分野の相談機関が連携・協働して取組む「包括的相談支援体制」の充実を図ります。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ 生活する上で困ったことがあれば、身近な相談窓口に相談する。 ・ 困り事を抱えた人を身近な相談窓口につなぐ。
市	・ 各相談窓口間の連携強化を図り、相談者の多様なニーズを受け止め、適切に対応できる包括的な相談支援体制づくりを進める。 ・ 住民の身近な相談窓口として、相談から支援まで多機関と連携し包括的に途切れず支援する。
市社協	・ 各相談窓口の専門性の向上とともに、窓口間の連携を図り、相談者の多様なニーズを受け止め、適切に対応できる包括的な相談支援体制の充実を図る。 ・ 住民の身近な相談窓口として、相談から支援まで多機関と連携し包括的に途切れず支援する。

施策 23　ICT を活用した相談機能の充実

相談件数の増加や内容の多様化、複合化が進み、相談員の負担が増加する中、記録の整理にも多くの労力が費やされています。また、関係機関同士で支援調整をする際には、組織における個人情報管理の考え方やシステムの互換性の課題から、紙での情報のやり取りが基本となり、ICTの活用が進んでいない状況です。

このため、ICT の導入・活用により、相談窓口や市・市社協等において情報共有の円滑化や、相談履歴やアセスメント情報、相談内容の蓄積・分析等の対応の最適化を検討します。また、相談窓口においては、現在の方法に加えて、SNS の活用や ICT の導入により、あらゆる世代に対応できる相談体制をつくります。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ ICT を活用して相談する。
市	・ ICT を活用（情報の一元化等）した相談体制の整備を検討する。
市社協	・ ICT を活用した相談体制や方法等の検討及び、取組みを実施する。

施策 24　身近な相談拠点の強化

（地域、民生委員児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員、社会福祉法人等）

身近な地域においては、住民と関係機関等が連携しながら居場所、見守り、生活支援等の活動を継続的に実施し、地域との支え合いの仕組みづくりを推進します。

市・市社協では、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員等の地域の関係者、関係機関等が連携し、地域課題を把握することで、相談支援につながる体制づくりを行います。また、相談につながらない方や SOS を発信できない方の情報がつながるような体制の構築を進めます。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ 地域で困っている人や気になる人を見つけたら声をかけ、相談窓口へつなぐ。 ・ 相談機関等を把握する。
市	・ 民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員等が連携し、相談をつなげる仕組みづくりを進める。 ・ 民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員等が連携・協働できる体制（各地区における連絡会等）づくりを進める。 ・ 民生委員・児童委員等の研修や支援を行う。 ・ 民生委員・児童委員の存在や活動について理解促進を図る。
市社協	・ 民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員等が連携し、相談をつなげる仕組みづくりを進める。 ・ 民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員等が連携・協働できる体制（各地区における連絡会等）づくりを進める。 ・ 生活支援コーディネーター等を中心に地域における相談支援体制づくりを支援する。

民生委員・児童委員：住民の身近な相談相手として、民生委員・児童委員がいます。
民生委員・児童委員は、「民生委員法」および「児童福祉法」に基づき設けられており、厚生労働大臣が委嘱するものです。委員は住民の立場に立って、福祉事務所や関係行政機関の事務等に協力し、社会福祉の増進に努める役割を担います。また、児童福祉専門担当員として主任児童委員が委嘱され、関係機関との連絡調整等にあたっています。

基本施策２ 調整機能・多機関協働による支援体制の充実

施策 25 包括的な支援や連携の調整を行う調整機能の充実

一つの分野では解決が難しい複雑化・複合化した課題やどの分野にも当てはまらない制度のはざまの課題は、各分野の相談支援機関等が連携しながら、支援調整することで、解決に向けた支援を進めます。

現状の相談機関の役割分担やサービスでは解決が難しい事例について、市や市社協の関係課や相談機関・専門機関等が連携できるように調整し、課題解決に向けた支援を充実・強化します。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ 地域活動の中でニーズや課題を早期に発見し、相談窓口につなぐ。 ・ 地域の中でニーズや課題を発見し、専門職と連携・協働により早期対応を実施する。
市	・ 重層的支援体制を整備する。 ・ 調整機能を充実・強化する。 ・ 多様な関係機関と定期的に情報共有及び連携しながら、包括的な支援のための調整等を図る。
市社協	・ 重層的支援体制を整備する。 ・ 市や多様な関係機関と定期的に情報共有及び連携しながら包括的な支援のための調整等を図っていく。

施策 26　市・市社協の全庁的な支援体制の強化

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等に対する分野ごとの相談支援では、8050 問題やダブルケア等により課題が複雑化・複合化し、対応が困難なケースや、現在の公的支援制度では要件を満たさない制度のはざまにあるケースなどが増えており、これらの支援に向けて全庁的に対応できる仕組みづくりを進めます。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ 地域活動の中でニーズや課題を早期に発見し、相談窓口につなぐ。 ・ 地域の中でニーズや課題を早期に発見し、専門職との連携・協働により早期対応を実施する。
市	・ 重層的支援体制を整備する。 ・ 庁内連携を強化し、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等のあらゆる課題に対応する仕組みづくりを進める。 ・ 制度やサービスで対応できない場合は、制度の柔軟運用や新たなサービスの開発に努める。 ・ 生活困窮者の自立促進に向けて包括的に支援する。
市社協	・ 重層的支援体制を整備する。 ・ 制度やサービスでは対応できない場合、地域福祉ネットワークによる支援や新たな社会資源の開発に努める。 ・ 生活困窮者の相談に応じ、自立に向けて包括的に支援する。

生活困窮者の支援とは？

生活困窮者を支援するために施行されたのが生活困窮者自立支援法です。市町村が実施主体となり、複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止め包括的な相談支援を行う自立相談支援事業と、本人の状況に応じた支援を行う各支援事業があります。市では、豊岡市総合相談・生活支援センターよりそい（社協委託）を設置し、各種支援を進めています。

施策 27　包括的な相談支援の充実に向けた職員意識と質の向上

生きづらさを抱えた人たちの複雑化・複合化した課題に対し、「断らない相談支援」ができるように、市・市社協等の職員意識の向上を図るとともに、担当分野を横断する課題に対する知識やスキルの習得、多機関連携の進め方を学習できる研修プログラムの仕組みを構築します。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・　知識やスキルの習得に向けた研修に参加する。
市	・　知識やスキルの習得や多機関連携の進め方を学習できる研修の仕組みを構築する。
市社協	・　知識やスキルの習得や多機関連携の進め方を学習できる研修の仕組みを構築する。

基本施策３ アウトリーチによる支援・伴走支援機能の推進

施策 28 アウトリーチ等を通じた継続的な伴走型支援の充実

SOS を出せない方や困り事を抱える方のもとに支援者が出向き（アウトリーチ）、必要な支援が継続的に届けられるよう体制を整備することで、相談者に寄り添った相談支援体制を構築します。

相談機関や専門職等は、相談者の気持ちに寄り添い信頼関係を構築するとともに、継続的な関わりにより課題解決や自立に向けた意欲を引き出し、相談者の主体性を高めていきます。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ 地域の中に困り事を抱える方や気になる方がいたら、専門機関に相談する。
市	・ 重層的支援体制を整備する。 ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援を担う体制等を検討する。
市社協	・ 重層的支援体制の整備を行う。 ・ 相談者や地域に積極的に出向き、困り事が解決に向かうように支援する。

基本施策４　参加者支援の推進

施策 29　自立や社会参加に向けた参加者支援の促進

生きづらさを抱えた人たちの社会参加や自立に向けた居場所づくり、多様な就労の機会づくり等の参加支援について、地域や社会福祉法人、NPO 法人、事業所等との連携・協働による参加調整を行う体制づくりについて検討します。また、居場所においては、支援が必要な人を発見し、地域活動やサービス等につなぐことができるように取り組みます。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・　社会参加の場に出向き、自立に向けた活動に取組む。
市	・　重層的支援体制を整備する。 ・　地域における資源開発や利用調整を行うコーディネート機能を担う体制等を検討する。
市社協	・　重層的支援体制を整備する。 ・　社会参加できる場の構築と、参加に向けた調整等を行う。

基本施策５ 福祉サービスの適切な利用促進

施策 30 相談機関等の情報発信

高齢者、障害者、子ども等が抱える困り事を早期に発見し、適切な支援につながるように、地域福祉や相談機関等のサービス･活動に関する情報を、行政サービスや各種窓口等のガイドブック･パンフレット、また、広報紙やホームページ、SNS、防災行政無線等の幅広い情報媒体を活用し、世代や状況に応じた分かりやすい情報発信をします。また、地域の中に困り事を抱えている方や気になる方がおられる場合には、相談機関等につなぐとともに、制度やサービス等の情報が行き届くよう、支援機関や民生委員･児童委員等への福祉に関する情報提供を行います。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ 行政サービスや各種窓口等のガイドブック・パンフレット、広報紙、ホームページ、SNS 等を活用する。 ・ 地域の中で困り事を抱えている方や気になる方に、相談機関等を紹介する。
市	・ 制度やサービス等の情報が丁寧に行き届くよう、支援機関や民生委員・児童委員等への福祉に関する情報を提供する。 ・ 各種ガイドブックやパンフレット、広報紙やホームページ SNS、防災無線等で周知する。
市社協	・ サービス等の情報が丁寧に行き届くよう、支援機関や民生委員・児童委員等への福祉に関する情報を提供する。 ・ 各窓口でのガイドブックやパンフレットを活用した情報提供を実施する。

施策 31　権利擁護の支援体制の充実

地域において、高齢者や障害者、子ども等への虐待や権利侵害を早期に発見し、速やかに相談窓口につなげる仕組みづくりを進めるとともに、個人の意思を尊重し、権利を守るための、適切な制度や取組みに結びつくように支援します。また、虐待や権利侵害に関する制度を周知し、利用を促進するとともに、市・市社協においては、地域と連携を密にして権利擁護支援を必要とする方の把握に努めます。

権利擁護の支援体制の充実に向けては、成年後見制度の利用促進や権利擁護支援体制の検討・構築等に向けた検討を進めます。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・　虐待や権利の侵害を発見した場合は相談窓口につなぐ。
市	・　制度の周知と適正な利用を促進する。 ・　成年後見制度の利用促進や権利擁護支援体制の構築に向けた検討を進める（成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた検討等）。
市社協	・　地域と連携を密にし、権利擁護支援を必要とする方の把握を努める。 ・　地域包括支援センターの運営や日常生活自立支援事業を通じて、権利を守り、日常生活を支援する。 ・　権利擁護支援体制について市との協議を進める（成年後見制度利用促進基本計画策定等）。

成年後見制度：認知症，知的障害，精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は，不動産や預貯金などの財産を管理したり，身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり，遺産分割の協議をしたりする必要があっても，自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また，自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい，悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し，支援する制度です。

基本目標2　総合的・包括的な相談支援体制づくり

基本方針Ⅱ　地域福祉の推進に向けた基盤整備・連携の強化

○旧市町圏域では、それぞれに特性があり、地域福祉の課題も大きく異なることから、それぞれの圏域ごとに課題解決の仕組み、連携・協働のネットワークづくりを進めます。

○高齢者、障害者、ひきこもりの方、子ども、生活困窮者等の分野を超えて連携・協働のテーブル機能の整備やネットワークの強化を進めることで、圏域を超えて重層的に連携する市全体の地域福祉の体制整備を構築します。

○市民が抱える課題には、圏域、分野に関わらず、いつでも、どこでも相談を受け入れ、市・社協、医療・福祉機関、中間支援組織等が連携・協働して課題解決に向けた体制づくりを行います。

写真

コメント

写真

コメント

施策 32 地域の包括的な支援体制に向けた圏域の課題解決のネットワークの推進

圏域ごとの機能や特性を把握し、地域住民や専門職を主体とした協議の場を構築することで、それぞれの特性を活かした仕組みづくりや活動の展開を図り、圏域ごとの課題解決を進めます。さらに、地域課題に効果的に対応していくため、圏域を超えて重層的に連携・協働する市全体の地域福祉の充実を進めます。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ 隣近所、行政区等の活動において、地域課題を把握し、見守りや解決に向けた対応を実施するが、解決できない課題は、地区単位の協議の場等につなぐなど、より多くの地域の福祉人材等による支援へとつなぐ。 ・ 隣近所や行政区における活動を行う。 ・ 地域サポート会議に参加する。 ・ 地域福祉推進委員会に参加する。
市	・ 圏域ごとに地域住民や専門職を主体とした協議の場をもち、それぞれが連携し合いながら重層的な支援のネットワークを形成する。 ・ 地域ケア会議の機能を充実させる。 ・ 地域ケア推進協議会設置を検討する。 ・ 障害者自立支援協議会を開催する。 ・ 総合相談支援ネットワーク推進協議会を開催する。
市社協	・ 圏域ごとに地域住民や専門職を主体とした協議の場をもち、それぞれが連携し合いながら重層的な支援のネットワークを形成する。 ・ 地域ケア会議の運営及び機能を充実させる。 ・ 地域福祉推進委員会の運営、地域ケア会議や地域サポート会議等との連携を強化する。

施策 33　分野を超えたネットワーク会議等の推進

高齢者、障害者、ひきこもりの方、子ども、生活困窮者等の既存の制度やサービスでは対応できない「制度のはざま」の課題が浮き彫りになっており、このような課題を解決するため、分野ごとに設置されているネットワーク会議間での分野を超えた連携・協働を図ります。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・ 地域の関係団体等が連携し、多様な支援を行う。
市	・ 生活困窮者支援のネットワーク（総合相談支援ネットワーク推進協議会等）や高齢者分野のネットワーク（地域ケア会議等）、障害者のネットワーク（障害者自立支援協議会等）、子ども分野のネットワーク（要保護児童対策協議会等）等、ネットワーク会議の調整等から協働した取組みを進める。 ・ 地域に関わる取組みや連携・協働した体制等についての調整を行う。
市社協	・ 専門機関のネットワーク会議等と地域の関係団体等との連携した取組みを進める。 ・ 地域に関わる取組みや連携・協働した体制等についての調整を行う。

施策 34　専門職団体による多様な支援活動の展開

地域福祉の推進には、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員等の専門職団体と、市・市社協や関係機関等との連携・協働した取組みが必要不可欠です。関係する組織間のネットワークにより、複雑化・複合化する課題を専門的な知識や技術を活かして、連携した支援を実施します。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	・　社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員等のさまざまな専門職団体が専門的な知識や技術を活かして課題解決に努める。
市	・　専門職団体とのネットワークの構築及び連携した支援を実施する。
市社協	・　専門職団体とのネットワークの構築及び連携した支援を実施する。

施策 35 地域福祉を推進する横断的な推進体制の構築

地域福祉は、高齢者、障害者、ひきこもりの方、子ども、生活困窮者など分野を横断しており、課題解決に向けては各分野が専門性を発揮しながらも、横断的な推進体制を構築することで、さまざまな支援等の対応を進めます。

また、地域課題等について協議を行い、市・市社協が実施する地域福祉施策への反映や課題解決に向けた制度の構築を図ります。

【それぞれの役割】

住民 関係機関等	―
市	・「（仮称）地域福祉推進部会」の設置から、計画の横断性（包括的支援体制）のもと取組みや事業等を進め、評価や体制を検討する。
市社協	・地域福祉部会、地域福祉推進委員会の設置から、地域課題や取組みについて協議し、新たな取組みや制度の構築を図る。 ・「（仮称）地域福祉推進部会」に参画し、計画の横断性（包括的支援体制）のもと取組みや事業等を進め、評価や体制を検討する。

○ライフステージに応じた相談一覧

課　題	ライフステージ ≪年齢についてはおおよその年齢で例示しています≫					担当窓口名	担当課
	出産前～6歳頃	6歳頃～12歳頃	12歳頃～20歳頃	20歳頃～65歳頃	65歳頃～		
妊娠・出産・子育てに関する悩み	妊娠期から子育て期の相談					健康増進課	
	発達障害、不登校等についての相談					こども支援センター	こども育成課
						豊岡こども家庭センター（県）	
	子育ての不安や悩みへの相談、仲間づくり					子育てセンター（地域の子育て拠点事業）	こども育成課・各子育てセンター
	心身の障害や療育の相談					社会福祉課　障害福祉係	
こころとからだの健康	ストレスや悩みで憂うつな状態等の相談					健康増進課	
						豊岡病院　精神科	
	ひきこもりに関する相談					社会福祉課　障害福祉係・健康増進課	
仕事と生計に関する悩み	解雇・失業に伴う生活相談					総合相談・生活支援センター	豊岡市社会福祉協議会
	金銭・財産管理に関する相談（成年後見制度利用含む）					日常生活自立支援事業窓口（少額の場合）	豊岡市社会福祉協議会
						地域包括支援センター（高齢者）	豊岡市社会福祉協議会
						障害者基幹相談支援センター（障害者）	社会福祉課　障害福祉係
	生活困窮・貧困					生活保護相談窓口	社会福祉課　生活援護係
						総合相談・生活支援センター	豊岡市社会福祉協議会
	負債・借金・消費者被害に関する相談					消費生活センター	生活環境課
介護に関する悩み	介護が必要になった場合、認知症に関する相談（予防啓発学習を含む）					地域包括支援センター	豊岡市社会福祉協議会
虐待・暴力に関する悩み	児童虐待に関する相談					こども支援センター	こども育成課
						豊岡こども家庭センター（県）	
	障害者虐待に関する相談					障害者基幹相談支援センター	社会福祉課　障害福祉係
					高齢者虐待に関する相談	地域包括支援センター	豊岡市社会福祉協議会
			DV被害に関する相談			社会福祉課　生活援護係	

第５章

地域福祉の推進体制

1　計画の推進体制と進行管理について

本計画の推進については、次のような体制で取組みます。

〇地域福祉計画推進委員会【事務局：市・市社協】

・本計画は、住民、企業・事業所、市、市社協などが連携・協働し着実に推進していきます。そのため、計画の進行管理については、住民、関係団体、学識経験者、市、市社協等で構成する「地域福祉計画推進委員会」を市と市社協で合同設置し、社会情勢等の動向も十分に踏まえつつ、総合的な進捗状況の点検及び評価を年度ごとに実施します。

〇（仮称）地域福祉計画推進部会（包括的支援体制推進）【事務局：市】

・①「包括的な支援体制」の構築や検討・評価、②地域福祉に関わる事業等について、市関係各課や市社協等で検討することで、計画の横断的な支援を着実に推進します。年次ごとに課題について検討し、体制構築や機能強化を図っていきます。

〇地域福祉部会・地域福祉推進委員会【事務局：市社協】

・社会福祉協議会は、社会福祉法 109 条に定められた地域福祉を推進する組織としての役割を進めるため、計画に基づき具体的な取組み等を推進します。そのために、地域福祉部会（市圏域）と地域福祉推進委員会（旧市町圏域 6 カ所）を設置し、着実に計画を推進します。

【地域福祉部会】

・地域福祉推進委員会代表者、学識経験者、市職員等で構成し、地域課題を普遍化し、豊岡市全体の地域福祉活動推進の方針や、新たな取り組みを検討する。

【地域福祉推進委員会】

・地域活動者、区長、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等で構成し、地域（旧市町圏域）の福祉課題を共有し、解決に向けて協議・実践する。

【計画推進体制図】

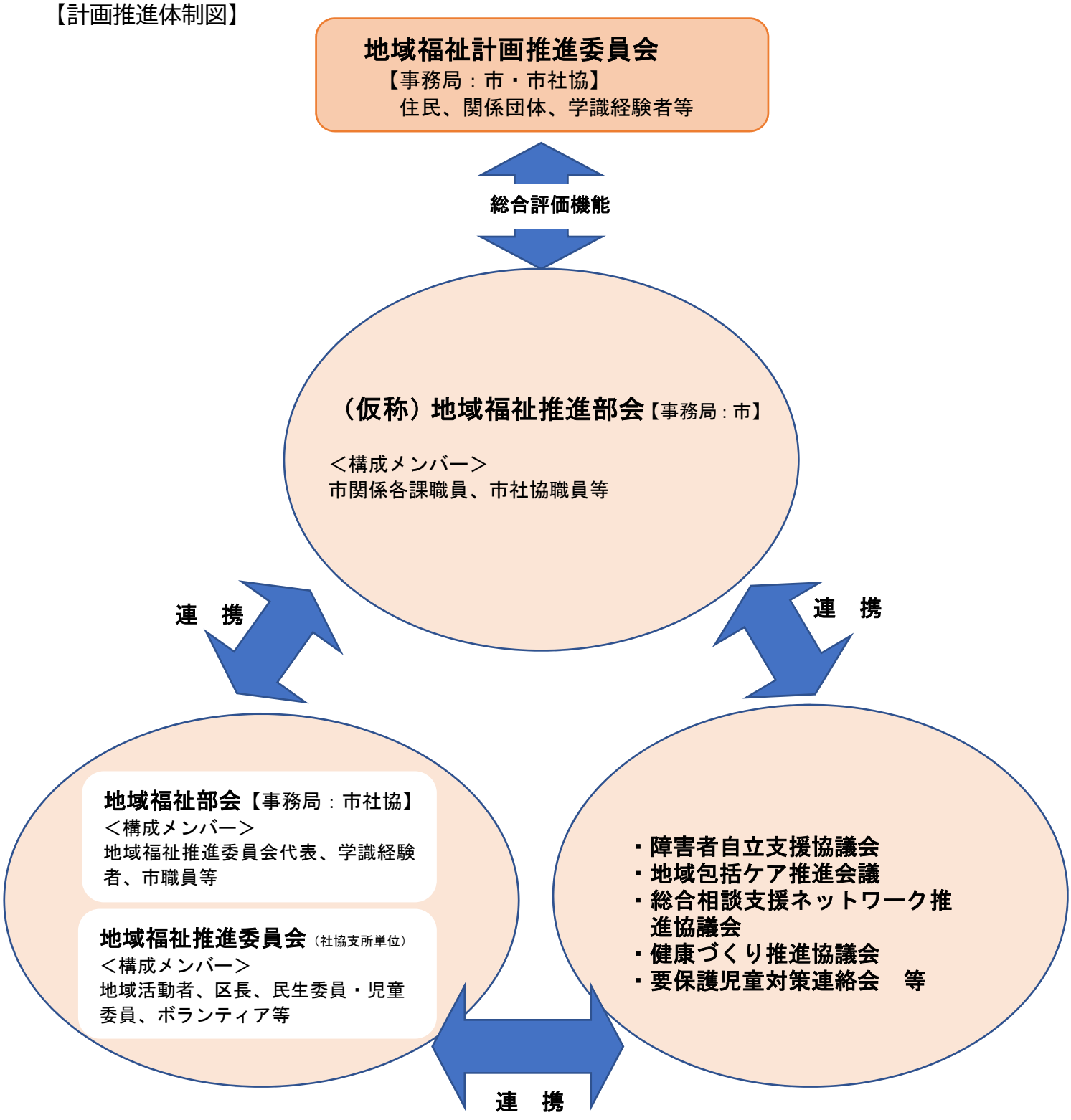
地域福祉計画推進委員会
【事務局：市・市社協】
住民、関係団体、学識経験者等
総合評価機能
（仮称）地域福祉推進部会【事務局：市】
＜構成メンバー＞
市関係各課職員、市社協職員等
連　携
連　携
地域福祉部会【事務局：市社協】
＜構成メンバー＞
地域福祉推進委員会代表、学識経験者、市職員等
地域福祉推進委員会（社協支所単位）
＜構成メンバー＞
地域活動者、区長、民生委員・児童委員、ボランティア等
・障害者自立支援協議会
・地域包括ケア推進会議
・総合相談支援ネットワーク推進協議会
・健康づくり推進協議会
・要保護児童対策連絡会　等
連　携

2　地域福祉活動をすすめる主体

地域福祉は、まちづくりの土台となる隣近所や行政区と地域コミュニティ組織等と市が連携・協働することで、大きく推進していくことを想定しています。多様化する住民ニーズや広域化する課題が増える状況の中で、従来の縦割りの関係から、横のつながりを重視した関係を築き、それぞれの主体の活動、持ち味を活かしながら効果をあげることが求められています。

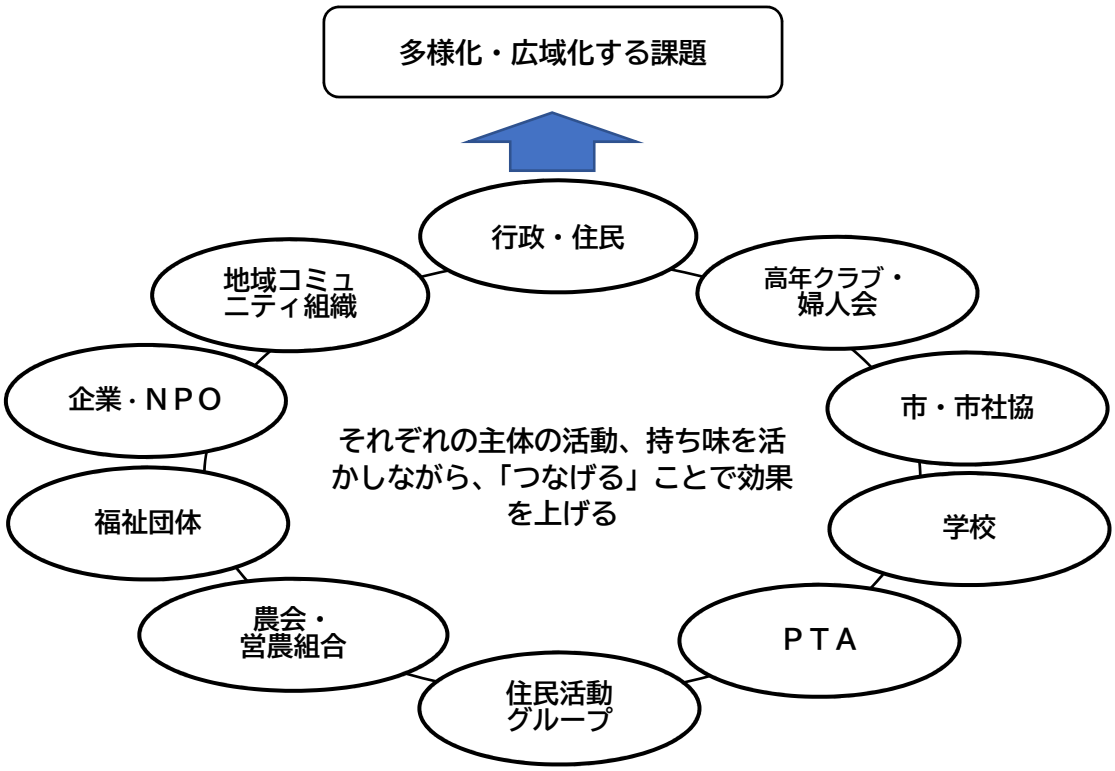

3　地域福祉計画に基づく活動を支援する主体について

（1）基本目標実現に向けた基本的な考え方

本計画は、地域共生社会の実現に向けて、基本目標として「①住民の主体的な地域づくり」と「②総合的・包括的な相談支援体制づくり」を掲げており、包括的な支援体制を充実させ、住民や関係機関等の地域福祉活動を基盤とし、地域では解決できない複雑化・複合化した支援が困難な課題に対して、多機関協働、ネットワークによる支援を行います。

（2）重層的な圏域と地域福祉課題共有・解決ネットワーク

本計画では、住民が主体的に各圏域の実情に応じた地域課題を解決する仕組みづくりを進めていきます。そのために、住民の地域福祉活動、課題解決に向けた取組みを専門職がしっかりとバックアップしていく体制づくりを行います。

「隣近所」「行政区圏域」の活動の中で把握した地域課題を受けとめ、そこで解決できない課題を「地区圏域」「旧市町圏域」「市圏域」へと吸い上げるボトムアップ型のネットワークをつくりあげることで、地域課題の早期発見、早期対応を図ります。

包括的な支援体制イメージ図

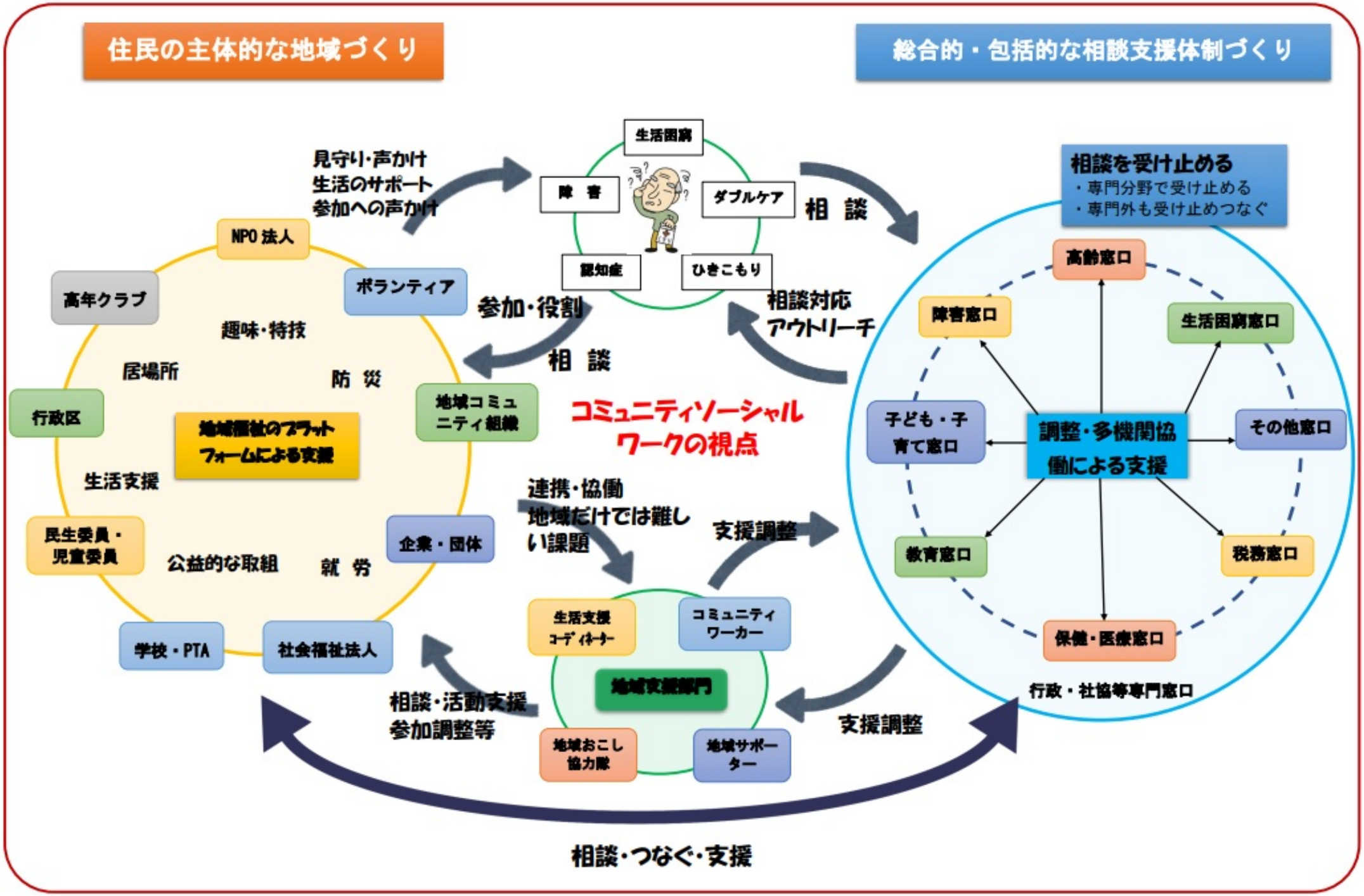

地域福祉課題共有・解決ネットワーク

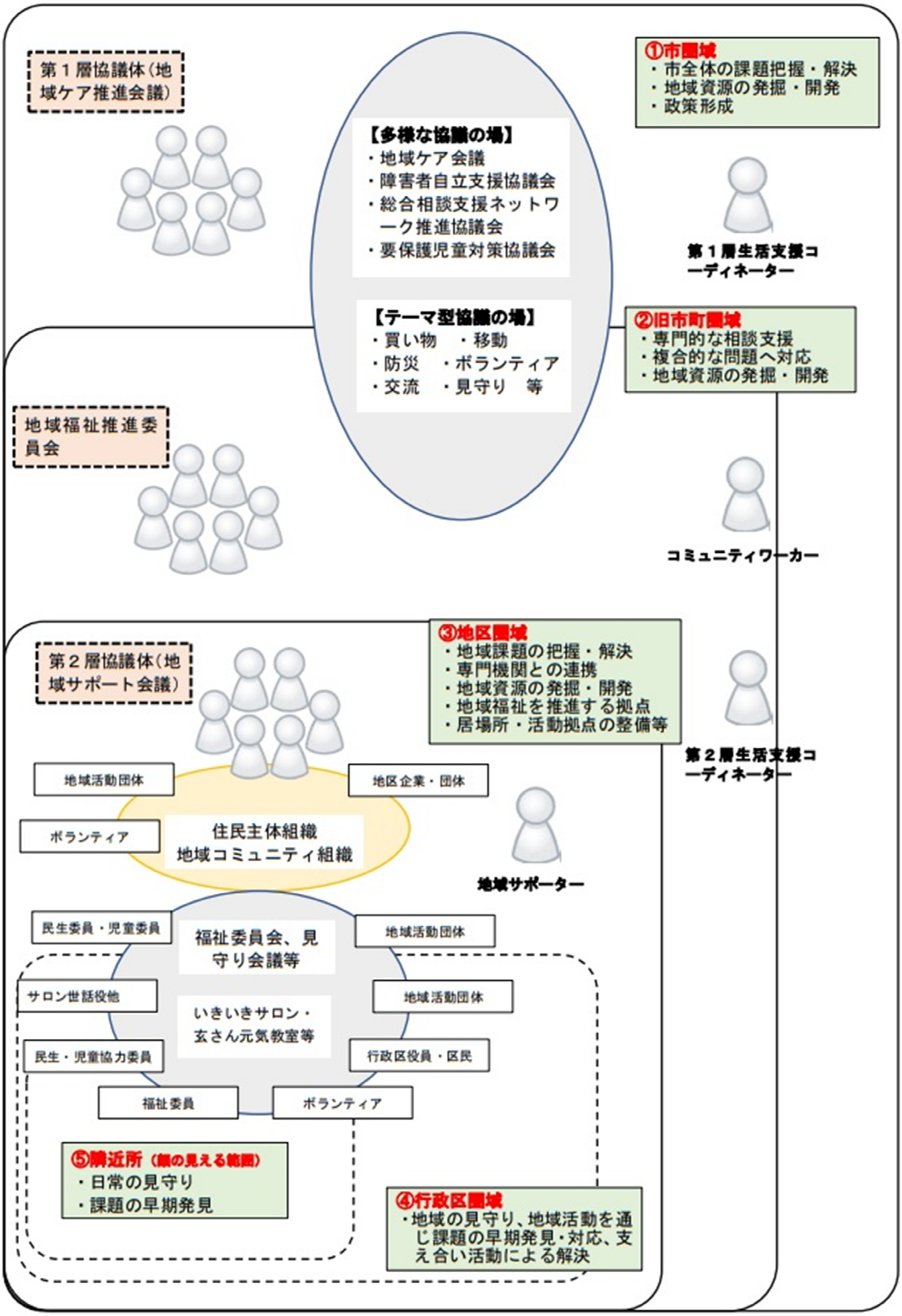

第６章

資料編